

第 8 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成15年11月27日(木曜日) 午後2時00分			
召集の場所	一迫町活性化センター			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成15年11月27日(木)午後2時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成15年11月27日(木)午後5時28分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	茂 泉 文 男
	"	千 葉 徳 穂	"	長 谷 川 厚 子
	副 会 長	佐 々 木 幸 一	"	白 鳥 英 敏
	委 員	大 関 健 一	"	三 浦 徹 也
	"	中 嶋 次 男	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	武 田 正 道
	"	山 田 悦 郎	"	海 老 田 慶 子
	"	葛 岡 重 利	"	白 鳥 文 雄
	"	佐 藤 小 弥 太	"	山 村 喜 久 夫
	"	鹿 野 清 一	"	佐 々 木 昭 雄
	"	石 川 正 運	"	津 藤 國 男
	"	高 橋 義 雄	"	須 藤 茂
	"	千 葉 久	"	伊 藤 竹 志
	"	千 葉 伍 郎	"	後 藤 和 廣
	"	太 斎 俊 夫	"	飯 田 明
	"	佐 藤 幸 生	"	白 鳥 一 彦
	"	石 川 憲 昭	"	千 葉 和 恵
	"	佐 藤 重 美	"	中 條 彦 登
	"	佐 々 木 幸 男	"	佐 藤 利 郎
	"	大 内 朗	"	藤 橋 俊 五
	"	菅 原 登	"	鈴 木 国 雄
	"	小 岩 誠 二	"	
	"	高 橋 光 治	"	
"	菅 原 佑	"		
"	遠 藤 實			
"	中 鉢 泰 一			

欠席者	委員	佐藤千昭	委員	高橋伸幸
	"	鈴木守	"	佐藤多恵子
	"	佐藤平義		
その他出席者	幹事長	大場秀也	計画第2班長	菅原昭憲
	副幹事長	佐藤重博	調整第1班長	鈴木秀博
	総務部会長	高橋健一	調整第2班長	小野寺桂一
	学校部会長	小野寺克吉	総務第1班員	武田利喜夫
	上下水道部会長	三浦悟	総務第2班員	佐々木貴徳
	事務局長	鈴木正志	総務第2班員	伊藤大輔
	次長(総務担当)	阿部貴夫	計画第1班員	松田光由
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	計画第2班員	菅原功
	次長(調整担当)	千葉浩文	計画第2班員	千葉恒男
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整第1班員	千葉和義
	総務第1班長	千葉雅樹	調整第1班員	片倉茂
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	高橋良通
	計画第1班長	高橋正淑		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	佐々木幸男	委員	菅原登
傍聴	一般 55名 報道 4社			

次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
 - 報告第16号 農業委員会委員の定数等検討委員会規程について
- 5 協議事項
 - 協議第22号の2 上水道事業について
 - 協議第24号 町名、字名の取扱いについて
 - 協議第25号 学校教育事業について
 - 協議第26号 障害者福祉事業について
 - 協議第27号 新市建設計画(第3章 建設の基本方針)について
- 5 提案事項
 - 協議第28号 商工観光関係事業について
 - 協議第29号 保育事業について
 - 協議第30号 保健関係事業について
 - 協議第31号 第3セクター等の取扱いについて
 - 協議第32号 地域交通事業の取扱いについて
 - 協議第33号 国際交流事業について
- 6 その他
- 7 閉会

○鈴木事務局長　それでは、開会前に資料の確認をさせていただきます。

本日配付してございます資料につきましては、次第、それから報告第11号、協議第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、そして第33号を配付してございます。本日使用いたします資料は、事前に配付してございます協議第22号の2 上水道事業について、そして提案説明をいたしました協議第24号から第27号までの資料を使用いたしますことといたしております。

間もなく開会いたしますけれども、傍聴の皆様も含めてお願いでございますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただくこととお願いしたいと思います。

1. 開　　会　　　午後2時00分

○鈴木事務局長　それでは、ただ今より第8回栗原地域合併協議会を開会いたします。

2. 挨拶

○鈴木事務局長　開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

○菅原会長　皆さん、こんにちは。大変ご苦勞さんでございます。

今日また2時からという時間で、第8回の栗原地域合併協議会を開会いたしました。会場持ち回りというふうなことにいたしまして、今日は一迫町の方々に大変ご迷惑をかけまして、この活性化センターでもって会議を開会できるということ、大変厚くお礼を申し上げてまいりたいと思います。

さて、当協議会も第8回を迎える訳でございますが、その間にありまして、小委員会を設置いたしまして、いろいろと小委員会の皆さん方にもご苦勞をおかけいたしております。新市の事務所の位置等の検討小委員会、それから議会議員の定数及び任期等の検討小委員会、それから新市の名称の検討小委員会、この三つが今小委員会を結成いたしまして、結成といいますか、作りまして、いろいろと検討いたしておりますが、議会議員の定数及び任期等の検討小委員会にあつては、今日午前中からこれまた会議を開会したということを知っております。なかなか難しい問題がたくさんあるようでございますが、いずれにいたしましても、結論を得まして、この協議会に報告があるものというふうなことで考えておる訳でございますが、ご苦勞をおかけいたしております。

さてまた、今日は前回の提案いたしました案件、それから報告事項といたしまして、農業委員会委員の定数等の検討委員会の規程ということで、これまた報告申し上げなければならない案件が出てまいりました。これは、後でまた報告事項が議題に供された際、会長からもお話し申し上げ、事務局等からも説明を申し上げまして、ご了承賜れば幸いと思います。よろしくひとつお願い申し上げてまいりたいと思います。

なお、前回は鶯沢町が会場でありました。その際に申し上げました。今日はいろいろと協議事項なり、なおかつまた提案事項、数多い案件が提案されておりますので、時間も遅くかかるのではないかとといったようなことについて申し上げておた訳でございますが、ひとつ委員の皆さん方には、何分にもお勉強賜りまして、できるだけスピーディーな会議、そしてまた決裁を得てまいりたいと思います。よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、開会に当たつての会長からの挨拶とさせていただきます。

○鈴木事務局長　それでは、これより協議に入りますけれども、本日欠席の届け出が、築館町の鈴木守委員、若柳町の佐藤平義委員、栗駒町の佐藤多恵子委員、高橋伸幸委員、そして花山村長であります佐藤千昭委員から欠席の報告がございます。なお、築館の白鳥委員は、若干仕事の関係で遅れているようでございます。

現在、協議会規約に定める定足数に達しておりますので、これより会議を開催いたします。

議事進行を菅原会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　それでは、今事務局の方からご報告がございましたように、本日の協議会、定足数に達しておりますので、ただ今から第8回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程は、お手元に差し上げております会議次第の順に従いまして、協議をまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

3. 会議録署名委員の指名

○議長　それでは、3番目、会議録署名委員の指名でございますが、例によりまして、会長から指名することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議がないものと認めます。

それでは、会長から会議録署名委員を指名いたします。瀬峰町の佐々木幸男委員、鶯沢町の菅原 登委員、兩名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

4. 報告事項

○議長　それでは、4番目の報告事項に入ります。

報告第16号 農業委員会委員の定数等検討委員会規程について

○議長　報告第16号農業委員会委員の定数等検討委員会規程についてということで、ご報告をいたしますが、よろしくひとつこれらの報告事項をお聞き取り願いたいと思っております。

まずもって、この報告事項第16号、これは前回の30日の鶯沢町が会場の際に、農業委員会のいわゆる定数等の検討につきましては、附属機関を設置いたしまして検討するというにいたしておりました。その結果でございますが、会長からお話し申し上げましてご了承賜りたいと思っておりますが、10月30日の協議会におきまして、農業委員会の委員の定数については小委員会でもって検討するというところで、その際いろいろと委員の皆様からも質疑があった訳でございますが、会長の方からいろいろと申し上げましてご了承賜った訳ですが、その後農業委員会の会長から選出するというところで、5名の委員を選出してもらおうということで確認いたしました。しかし、その後に至りまして、農業委員会の連合会の会長と私いろいろと会談をいたしまして、委員の5名の選出方についてお願い申し上げた訳ですが、その後連合会の会長の方から、5名の委員でなくして、各町村から出ております農業委員会の会長10名にさせていただきたいという申し入れが正式にございました。

本来でありますと、この10月30日以前に連合会の会長とお話し合いをいたしまして、これら委員

についてはきちんと定めてから皆さんにお諮りをすべきであった訳ですが、そういう手順をいたしませんで、何とか5名で選出願えるものということをお願いした訳でしたが、結果的にはそのような10名というふうなことに向こうから要請がございました。よって、この内容等を町村長会議におきまして協議をいたした結果、農業委員会の会長10名でやる以外にはないのではないかとといったようなことの話し合いになりました。そして、今度は今まで学識経験の方々10名でもって委員とすることにした訳でございますが、やはりこの農業委員会の会長10名出ることによって、当然これからいろいろと定数等についてお話し合いをしなければなりませんので、学識経験の委員の方々だけでも、またいろんな問題があるだろうと。問題というのは、農業について知識・経験を有する方々が少ないのではないかとといったような話がございます、今回規則でもって改めて定めまして、協議会委員のうちの5名については、議会議員の中から選出されておる方々から5名を出す。そのほか、学識経験の方々から5名を出すといったようなことについて、20名でもって構成するというようにいたしました。なお、この委員については、この規則にもありますように、後で事務局から説明いたさせますが、会長において委員に委嘱するという内容になっております。

以上、今申し上げたことについて、何分にもひとつご承賜りまして、これから報告事項第16号の農業委員会委員の定数等検討委員会の規程についての説明に入らせていただきます。

それでは、4番目、報告事項、報告第16号農業委員会委員の定数等検討委員会規程についての報告をいたします。

内容について、事務局の方から説明をいたさせます。

報告第16号 農業委員会定数等検討委員会規程について

○千葉事務局次長 それでは、報告第16号 農業委員会定数等検討委員会規程についてです。

報告第16号

農業委員会定数等検討委員会規程について

農業委員会委員の定数等検討委員会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年11月27日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

裏面の農業委員会定数等検討委員会規程によりまして説明させていただきます。

資料中、大変申し訳ございません、第3条でございますけれども、(1)からその次、(2)、(2)ということで(2)が二つ続いております。資料の方、3番目の(2)を(3)にご訂正いただきたいと思います。大変申し訳ございません。

農業委員会委員の定数等検討委員会規程でございます。

第1条では趣旨ということで、「組織及び運営に関し、必要な事項を定める」ということで、趣旨を載せてございます。

それから、第2条の所掌事務でございます。こちらの方は、「協議会の求めに応じ、農業委員会委員の定数等について必要な調査、検討を行い提言する。」ということで規定してございます。

それから、第3条の組織等でございます。こちら、先ほど会長の方からご説明がございましたとおり、(1)といたしまして、関係町村の農業委員会会長10名、それから(2)といたしまして合併協議会規約

第7条第1項第2号委員5名ということで、議員選出の委員さん方でございます。それから、訂正になった(3)合併協議会規約第7条第1項第3号委員でございます。こちらの方が5名ということで、学識経験委員ということでございます。そして、委員会には委員長と副委員長を置くということで、委員長、副委員長は互選によりますということでございます。

第4条の方では任期を定めてございます。

それから、第5条については、委員長等の職務ということで、委員長が会を代表して会務を総理するというところでございます。

第6条の会議の方では、委員長が必要に応じて招集すると。委員長がその議長となるということでございます。

第7条の方では、報酬及び費用弁償ということで、費用弁償を受けることができるということでございます。支給方法につきましては、栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用するというものでございます。

それから、8条の方では関係者の出席ということで、委員以外の者を会議に出席させて、意見等を求めることができるというものでございます。

第9条では、庶務の方は事務局において処理するというものでございます。

第10条に委任ということで、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って、これを定めるということでございます。

附則といたしまして、平成15年11月20日から施行するという内容でございます。以上でございます。

○議長 　ただ今農業委員会の附属機関の規程について、事務局の方から説明をいたしました。このことについて、ご質疑等ございますか。了承していただけますか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 　それでは、報告第16号農業委員会委員の定数等検討委員会規程については、ただ今報告した規程を了承するという事に決定してよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

○議長 　異議ないものと認め、報告どおり決定してまいります。

5. 協議事項

○議長 　それでは、続いて協議事項に入ります。

協議第22号の2 上水道事業について

○議長 　協議第22号の2上水道事業について。これは、前回の会議の際、継続審議ということで持ち越した案件でございます。そういうことで、この内容について、再度事務局の方から説明をいたしまして、質疑を承ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、協議第22号の2上水道事業についてを協議議題に供します。

内容の説明を求めます。

○濁沼事務局次長　それでは、協議第22号の2についてご説明いたします。

上水道、簡易水道の使用料につきましては、10町村の現行水道料金は余りにも格差があり過ぎるため、料金体系につきましては、当分現行のとおりとし、新市において段階的な料金是正をすることが望ましいとする理由から、水道の使用料及びメーター使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するという内容を第6回の協議会で提案させていただきました。

前回の協議会におきましては、上水道、簡易水道合わせた料金が一番低い花山村と一番高い瀬峰町では、料金格差は2.6倍となっていること。また、簡易水道では一番低い花山村と一番高い高清水町の料金格差は2.3倍となっていることなどから、上水道と簡易水道の一体的な料金統一調整は難しく、簡易水道につきましては、上水道料金と切り離し検討すべきとの意見でありました。

今回の提案内容は、上水道、簡易水道の使用料及びメーター使用料を切り離し、簡易水道の使用料及びメーター使用料については、現行の一水源一料金体系をそのまま新市に引き継ぐものとして、再提案するものであります。

○議長　ただ今事務局の方から説明がございました。

なお、前回上水道事業について、各町村で持っている事業計画を提出していただきたいということがございました。このことについては、今事務局から説明がございましたが、これは各町村でそれぞれの認可を受けて持っている事業であるからして、ここで論議してもいたしかたないものではないかといったような意見もありまして、事務局と協議の結果、この事業計画は提出しないということにいたしましたのでございますので、ご了承賜りたいと思います。

それでは、ただ今事務局等から説明した内容についてご質疑等ございましたら、承りたいと思います。千葉委員。

○千葉伍郎委員　栗駒町の千葉です。

今会長からいみじくも言われました、上水道事業計画の郡内における事業認可の実態はどうなっているのかということは、私の方から発言させていただきました。事務局が意志統一した結果、出さないことにしたと。これは一体どういうことなんでしょうかね。これはいずれ上水道料金が19年度以降に決定される重要な参考資料になる訳です。例えば私の場合は、栗駒町の事業計画だけ分かっていたらいいんだと、そういうものではないんですよ。ですから私は、これはきちっと出していただきたい。総事業費で幾らかかるのか。これはもう既に事業認可になって、実施期間についてもおおよそ目安がついている事業ですから、事業費の一覧表を含めて出てきますと、おのずと企業会計でありますから、どの程度の料金体系が19年度以降に問われるかということは、ある程度推測ができる訳です。したがって、これは会長もう1回再検討していただきたい。

それから、3番目の上水道の使用料云々ということでありまして、「当分の間現行どおりとし、新市において調整する」ということになりまして、前回は19年度以降料金の見直しといいますか、調整が行われる訳です。この文章でありますと、19年度以降どういう料金体系になっていくのかなんかということは、今後の住民懇談会の際に個々の町村の方々が説明責任を求められます。これだけの文章では、私は住民に説明がつかいません。どういう料金体系がこの段階で考えられておるのか。あるいは、今出されました資料のように格差がある訳ですから、サービスは高い方に、料金は低い方という基本観点から申し上げますと、どういうスタンスでどういう経過になるんだということは、極めて住民にとっても注

目しているところであります。したがって、もう少しここに至る審議過程についてお聞かせいただきたい。

○議長　それでは、今千葉委員から答弁ありました内容について、事務局の方で鋭意説明して下さい。

○三浦上下水道部会長　私、上下水道部会の部会長を務めさせていただいております三浦と申します。私の方から、まず事業計画につきましてご説明を申し上げたいと思います。

この事業計画につきましては、各町村、現在のところ花山ダムの再開発に伴います事業計画の認可をいただきまして、事業を行っているところでございます。この事業の認可を得る時点、一番遅いのが平成10年だったと思いますが、その平成10年から5年スパンの中でですね、この計画を実施するという事で事業の認可をいただいております。この事業の認可に伴いましては、現行の水道料金を元にいたしまして、今後の収支のバランスを見込んだ中で事業計画を組まされております。そのようなことから、この事業につきましては、現在の水道料金が移行された中で事業計画というふうに私どもは認識いたしております。

○議長　事業計画の内容は、今部会長が申し上げたとおりでございまして、今回提出しないということにいたしました。

続いて、料金体系について説明して下さい。

○濁沼事務局次長　それでは、料金体系についてご説明いたします。

ここに提案いたしました3番、上水道の使用料及びメーター使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するという事にいたしました。なぜ合併時までには調整できなかったのかという理由をご説明いたします。

これは、先ほどご説明しましたように、10町村の料金体系は余りにも格差があり過ぎます。一度に料金調整することは極めて難しいと判断いたしました。格差の内容であります。家事用の使用料金が、前回の提案理由でもご説明しておりますように2倍以上の格差があります。それから、料金体系の基本料金を基本水量の格差がありますし、また用途別、口径別の格差もあります。それから、家事用以外の営業用の料金体系にも格差があります。このようなことで、合併時には当面現行のとおり料金体系を新市に継続し、19年に改めて認可を取るといような計画があります。この段階で上水道事業については料金体系を一本化するということでもあります。このため、著しく料金が低い町村については、それまでに段階的に引き上げ調整をしていくということで説明をさせていただきました。以上であります。

○議長　はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　事業計画の件ですが、先ほど来から言っていますように、事業計画と企業会計の料金体系に跳ね返る中身というのは、密接不可分な関係があるんです。したがって、その根拠になる事業が一体、合併時を含めて幾らぐらいあるのかと。総額どのぐらいの事業費があるのかというのですね、協議していく際の基本ですよね。それを出せないというと、何、あと目をつぶれということですか。私はそれではならないと思いますね。これは住民へのサービス部門の最たるものですから、余のことに違いましてね、料金が伴ってくる問題でありますから、私はこれは時期をずらしてもきちっと出していただきたい。ただ、出せない根拠がさっぱり分かりませんので、出していただきたい。

それから、3番目の料金の調整の関係ですが、激変緩和措置ですのではなくて、19年までは現行の体系でいきますよ。その上に立って、激変緩和措置等々が、この際適用になるのかどうかですね。どこでどのようなスタンスで調整していくのかという料金体系のあり方については、住民サービスの最たるものですから、各町村皆同じだと思うんですが、興味深いんですよ。保育所の料金だとかそういうものと同じように住民の皆さんに直接かかわる問題ですから、合併した後、19年度以降はどういう料金体系になるのかと。あるいは、どのぐらいの料金になるのかと。上がるのか、下がるのかということは、非常に注目的なんですよ。今みたいな答弁で、事務屋さんとしてはいいかもしれませんが、現実には私のように説明責任を持っている議員からしますと、代表で来ている議員からしますと、これを議会に持ち帰って議員の皆さんに説明したって、「何のこともかさっぱり分からない」こう言われるのが落ちですよ。もう少し、私が聞いているのは19年度以降どういう形にするかという議論はしなかったんですか。あるいは、高いのに合わせるのか低いのに合わせるのか、企業の事業計画によっては、料金に跳ね返ってくるということなどを含めるか、どうするのかという基本的なスタンスが見えないから、私は何回も言うんですが、聞いている訳ですよ。ここを示していただかないと、この上水道事業については、前回と同じ議論なんですよ、これ。全然一歩も進歩していません、これでは。回答して下さい。

○議長　それでは、事業計画はまた後でいろいろと協議します。

料金体系のことについて、今の内容に答弁していただけますか。

○濁沼事務局次長　これは前回と一歩も進んでいないという部分ではなくて、前回も同じようご説明をさせていただきました。余りにも町村の料金格差があり過ぎると。これを合併時までに調整は困難だということでもあります。それだけ10町村の料金体系、上水道の場合には5町村になりますが、料金体系の格差があり過ぎる。そういうことで、この問題については、当面は新市においても既存の料金体系を継続して、新市の中において時間をかけて料金を調整し、一つの料金体系を作るという部分になります。

これは、今どうして示さないのかというご質問であります。先ほど言いましたように、料金格差が余りにもあり過ぎるということで、平成19年度、上水道の新たな水道事業の認可が必要になります。これは前回もお話しましたように、一自治体一水道事業認可が原則であります。この原則に基づいて、19年度には事業認可の取り直しをする。当然、新たな事業認可の取り直しとなりますと、料金体系も統一しなければならない分が出てきます。それまでに時間をかけて、一番望ましい料金体系を調整しながら、徹底していくということでもあります。

○議長　はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　料金のございですが、19年までは現行どおりとするということは、19年まで、いわゆる17年から合併する訳ですから、この2年間で調整をし、19年度から新料金体系にもっていくんだと、このように私は理解をした訳ですが、公共料金の違う関係の激変緩和措置などは、この水道料金の是正の関係では適用にならないんですか。そうすると、今まで専門部会で議論した時には、今現在ですね、確かに私も今見ますと30立方のところですね、高いところと低いところでは2,733円と違います。これは確かにね、事務屋さんから見れば、上に合わせればいいんですが、下に合わせれば企業会計として成り立っていないという、これはジレンマに置かれていますからね、分かるんですが、先ほど来から言っているように、住民が合併したことによって公共料金が

どうなるのだということでは、一番バロメーターになるやつです。その指針が全然示されないで、19年以降に見直しますというだけで、これを地域に持ち帰って、納得できるのでしょうか。今日、この場所では納得してもらえの方が大分多いかもしれません。しかし、住民の皆さんとこの問題を話しをした時に、それで分かった分かったという話にならんとするんですよ。ですから、ここのところは、今までの過程だけでもいいですから、どういう議論になって、19年度以降に見直そうとするんだけれども、見直すに当たっては何が隘路(あいろ)になっているのか。それから、19年度以降解決ができるのかどうか。この辺まで聞かせてもらわないと、私たち自身も説明のしようがありませんから、くどいようですけども、もう1回聞かせて下さい。

○議長 千葉委員、今おっしゃることもそのとおりであります。ただ、分科会においては、平成19年度までのことについて、恐らくこれを論議するようなこともできなかったのではないのかなと思います。それで、これは当然新市になってから、市長なり議会議員なりでもって、やはりこれは公共料金の問題からして、その場できちんと決定するというところで委ねられたものであろうと思いますので、そのことでひとつご了解賜れませんか。今ここで千葉さんのような意見に納得できるような回答はでき得ないのではないかと思いますので、会長として。いかがでしょうか。

それでは、暫時千葉さんの回答を据え置きまして、次の方に質問させます。はい、伊藤委員。

○伊藤竹志委員 前回、花山村の会場の時に、私の方からも事業計画等を出して欲しいとお話したんですけども、料金体系を議論する上において、その資料はどうしても必要だと思うんです。事業計画の内容についてどうだここだここで議論することではないんです。課長さん、先ほどちょっとそういうことをおっしゃいましたが、そうではなくて、やはり一つは栗原が合併するのではなくて、栗原郡で広域の水道を作るんだというんだったらいいです、今の説明で。別に合併はしない。ただ、水道だけは広域で、事業を一本化するんだよというような回答ならいいんですけども、合併するんです。それで、さらに合併して、よかったという結論を作らなければいけないんです。今水道料金の格差ということで、瀬峰町というような、高清水町もそうだと思うんですけども、これはなぜ高いかという、大崎水道から買っているからだと思うんです。これ合併することによって、解決できる問題でもあるんですね。そういった方向性も含めて、やはり調整するというのは、私も非常に調整の中身が本当にどういう思想で調整するのか。だから、合併の利点を大いに生かしながら、料金の格差をなるべく低い方に調整していくんだということまで、私は合併の場合は言い切れるのではないかと思います。それで、やはり資料関係は出さないと、料金の方も議論になりませんので、ぜひ今回は差し戻していただきたいと思います。

○議長 暫時休憩をいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時40分 再開

○議長 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

まずもって、ただ今お2人から質疑が出ておりますが、総括する意味からおきまして、もう一度部長の方から説明いたさせます。

○三浦上下水道部会長　まず、事業認可の件でございますが、各町村におきまして、現在事業を行っている訳でございます。これにつきましては、先ほどお話ししましたように、最終でいただいたのが平成10年だったと思います。その平成10年から5年スパンで主な事業、この主な事業と申しますのは浄水場、あるいはまた配水池等々、これにつきましては5年スパンで完了するというようなことで認可いただいている町村が大半でございます。これにつきましては、その事業の内容につきましては、ご承知のように補助事業、要するに国からの補助金ですね。さらには、町村で持っております財政調整基金、各水道会計におきまして財調の積み立て等がございますので、それらの資金を持ちまして、それに不足する分につきましては、起債対象ということで事業を行っております。これらの事業を行う大原則の中には、水道料金を値上げするというようなことでの事業認可はされておられません。したがって、それが即水道料金に響くのかということになりますと、これは響かないということで、各認可をいただいております。

それから、伊藤委員さんの方から質問がございましたが、今後私どもが部会の中でいろいろ話をいたしました事業認可、今後の事業計画のあり方、要するに合併した時点での事業のあり方でございますが、これにつきましては、花山の会場でも私ちょっとお話ししましたが、やはり質問の中にもございました、大崎広域水道から現在水道水を供給されている町村に対して、例えば築館から、あるいはまた一迫から給水することができないのだろうか。そういうような計画、あるいはまた現在の上水道と簡易水道の接続によって、上水道を広域的な考え方で浄水ができないだろうかというようなことを、やはり合併した二、三年の中で計画を立てていかなければならないと考えております。それらに伴って、幾らでも自前でといいますか、自前で浄水するような方法で給水していきたいということで、19年度を目処とした新たな上水道計画等々が必要になってこようかと思っております。それらにつきましては、それらを含めた中で計画を考えている訳でございます。

ただ、その時点で、上水道事業につきましては、一自治体一上水事業でございますので、その認可の際には、どうしても統一された水道料金にならざるを得ない訳でございます。その水道料金がどれだけになるのかといいますと、大変これにつきましては、私どももある程度の積算はいたしておりますけれども、なかなか公表できるといいますか、そういう段階ではないというふうに考えております。ただ、現在の水道料金体系ですね、これが冒頭にもいろいろご説明申し上げましたとおり、10カ町村、かなり複雑に多岐にわたっての水道料金体系になっています。この体系を当然崩していかなければならないというのが現状でございますので、その町村においては、値上がる町村もあろうかと思っておりますし、さらに大きく下回る、値下げになる町村が事実あろうかと思っております。そのようなことで、この上水事業につきましては、新たな事業計画を立て、そしてその事業計画に伴いました今後の起債の考え方、あるいは補助事業でどれだけできるのか、それらを積算していかないと、実質的な19年度以降の水道料金体系が出てこないというのが現状でございます。

○議長　今説明いたしました。なかなかこれでもご納得いただけませんか、はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　この会場でこれで了解して下さいと言うならば、7割、8割の人は解ったと言うかもしれません。しかし、今答弁されたようなものを住民に持ち帰った時に、考えてみて下さいというの。一番最たるものですよ、水道料金というのは。今の答弁も住民の皆さんに語ったら、何言っているんだかさっぱり解らないでしょう。私はそう思いますね。違いますか。

それから、もう一つ聞いておいたのは、19年を境にしてという、19年以降料金体系の見直しにいきますという、これは何か激変緩和措置のような、合併に伴うですね、地域間の料金体系の激変緩和措置などは適用になる何かあるのかどうか。料金の関係でですね。あくまでも今の栗原郡全体の上水道を一つの企業として、企業会計として会計上の処理をする場合に、今言ったように特別なことがない限りは、料金と事業というのは相関関係にありますからね。そうすると、どういう19年度以降に事業を持っているのかと。あるいは、19年までどういう事業を持っているのかによっては、料金体系が変わっていくということだって、専門の皆さん方ですから、お分かりだと思うんですよ。それはやっぱり私は、ちょっと目線を下げてください、住民のレベルの目線で、ご回答いただけませんか。何ば言われても、私持ち帰られませんよ、これでは。もう1回回答して下さい。

○議長　　しからば、これはまた継続審議をして、次回にまで持って行って、19年度以降の料金体系をいかにするかといっても、今の事務局体制では、恐らくは無理であろうと思うんですよ。やはり19年度以降については、新市になってから、やはり今千葉委員がおっしゃるような激変緩和措置なり、そういうものは新市の市長なり議会に委ねるといようなことで、今考えていることですからして、それを今ここで出さないと言われても、これは今の事務局体制なり、幹事会、それから分科会では、恐らく出ないものであろうと思いますが、いかがでしょうか、皆さん。伊藤委員。

○伊藤竹志委員　　きっちりした数字までは私は求めないですけども、ただ思想ですね。調整する中身をですね、今三浦部会長さんの方からお話しあったように、合併の有利な点を大いに活用するというようなね、方向性をやはりここで明確にしてもらうというのは、大体私の求めるところです。

○議長　　そういう合併の有利性、これはやはりこれから新市になって、そういう有利性というのは存分に働かせていくのが合併の大きな趣旨であろうと思いますので、ただ、しからばそのような有利なものを、19年度にどのように現すかということについては、今のところなかなか事務局の方でも表せないというのが現実であろうと思います。そういうことで、これらについては19年度以降の分については、新市でもって検討せざるを得ないというふうな回答でございます。いかがでしょうか。石川委員。

○石川正運委員　　築館の石川でございます。

これはやはり、今本当に言われるとおりのそうなのかなとは思いますが、ここで提案されていますように、いわゆる平成19年度以降の料金見直し、あるいは料金体系が見えてこなければ、あるいはそれに伴うサービス事業とする事業が見えなければ、この話はまた継続だとかという議論では、いつまでたっても同じだと思うんです。やはり協議会は方向性を決める訳でありますから、そこまで具体的な数字等々を提示されて、それを議論してということではないと思いますので、この提案されたこのことで、私はいいのではないかと思います。

○議長　　はい、長谷川委員、ありますか。

○長谷川厚子委員　　築館町の長谷川と申します。

私も住民の1人としては理解できます。これは料金的に無理な面があるのは、もちろんのことですけども、今までどおりの料金で納得して、もう今進めている訳ですから、今までどおり、19年には新しくやるという前向きな気持ちでやっていますので、それは安心できるのではないかと思います。私たち、この間山梨県の南アルプス市に行っていました。そこでもやっぱ辺りの差がすごく激しい町村

でした。でも、やっぱり水の面に対しては、どうしてもうまくいかない。上水道と簡易水道、そして自家水、いろいろな面で大変な思いをしましたが、やっぱりそのまま継続して、徐々にやっていくという、同じようには考えられないと思いますけれども、これはやっぱり少しずつ計画を立てながらやっていくのが筋かと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

いろいろと意見の別れるところがございますが、どうでしょう、千葉委員さんなり、伊藤委員さんのおっしゃることも最もなことだと思いますが、まずもって、協議22の2ですね。このことについては、まず提案どおり決めておいていきたいと思いますが、いかがですか。（「はい」の声あり）よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、簡易採決ということで、ひとつご了承下さい。

協議第22号の2上水道事業については、協議内容のとおり決定することにしてよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

○議長 では、以上のとおり決定させて下さい。

それから、もう一つ申し上げます。

前回の会議の際に、下水道事業について、これも継続審議いたしました。今回は、下水道については、このように協議事項に入っていませんでした。これは、継続審議ということで持ち帰りまして、我々町村長会議でもいろいろと話し合いをいたしました。まだまだ論議する必要があるということで、これを再度また幹事会に方に差し戻して、再度検討させるということにいたしました。よって、まだこれらについての提案する段階までまいりませんので、下水道については、今後また皆さんに再度ご提案申し上げまして、協議することいたしますので、ご了承して下さい。

（「よし」の声）

協議第24号 町名、字名の取扱いについて

○議長 それでは、続いて協議第24号 町名、字名の取扱いについてを協議議題とします。

これは、既に前回の際にご説明いたしておりますので、直ちにこれは質疑に入ってまいりたいと思います。

協議第24号 町名、字名の取扱いについて、ご意見等ございましたら、お願いします。

資料は、前回の協議会の際に皆さんのお手元に配付いたしております。再度事務局の方では説明するものはないということでございます。（「議長」の声あり）はい、どうぞ高橋委員。

○高橋光治委員 金成の高橋であります。

協議第24号の町名、字名の取扱いについて説明を受けました。前回もちょっと言ったんですが、地方自治法の第260条の変更手続によって行うのではなくて、それ以降、事務処理の特例に関する条例が県の中にも54号であると。このことについては、平成11年12月21日付の関係でありますということで答弁もいただきました。そうしますと、事務手続の関係については、市町村の議決を経て、知事の届け出を受けなければならないというところから、事務処理の簡素化といいますか、その関係で事

務処理の特例に関する条例でやれるという、私は感覚、考えを持ってございます。

そうした中において、今回のこの提案を見ますと、何々市の次に、10町村だと思いますが、その町村の名をとった中で、金成とか若柳とかという表示で住所を扱っていくと、こういう理解をする訳です。そうしますと、確かに10町村で10町村の区割りができる大変よろしいのでありますが、私はそういう中におけば、今回は何々市というのが一つの自治体でございまして、という考え方をもちます。そうしますと、我が金成町でありますれば、金成町から常に住所になりますから、今までの金成町という中からすれば、次の字名のところからだったんですが、今後は2文字が必ずつくような状況で、この町名、字名、住所がなっていくと理解する訳です。

そうすると、出された資料を見ますと、金成町は字から始まっているところもあるんですが、大字がついているところもございまして。一つの例を申し上げますと、こちらに示された例は、大変短くて、あのところが金成姉歯ということで出ていますけれども、我が町からいきますと、これが大変長くなる状況のところがある訳です。例として聞いて下さい。〇〇市金成有馬字肩馬合佐野原93の4、こういうふうな住所になると思います。これは町長の住所です。そうしますとですね、文字にして14文字、それに数字が三つ、横棒がついて14、18文字が住所になっていく訳です。これは事務的には金成がつくから大変いいと思えますけれども、私は合併をすることによって、いろいろな部分で気持ちも新たに新しいまちづくりをするという中にあれば、事務処理的に冠をつけて、ただ10町村を分けるということではなしに、ぜひ我が金成町としては、合併が進んでいった時には、町名の簡素化ということも考えるということで、町長の方にも指針が届いている町村でありますから、一括でこれを決めるのではなくて、合併構成自治体の中身に任せていただいて、議論していただくと。そして、表示の仕方をですね、一定のルールの中で変えるところは変える、変えない場合には提案のままというところで私はよろしいと思うんですが、そういった範囲を持った中で、ひとつ協議を進めていただきたいと思うんですが、これらについての妥協点はないということでもありますかどうか、伺います。

○議長 今の質疑について、何か事務局説明して下さい。

○濁沼事務局次長 ただ今お話にあったようにですね、確かに金成町さんについては、長い字名の場所があります。箇所があります。件数からいきますと、金成町さんよりも高清水町さんの方が、はるかに同じような字名の箇所が多うございます。ただ、これは前回もお話し申し上げました。これは、単なる事務的な部分だけではなくて、やはり字名を変更するという部分については、地域住民に長年の慣用され、親しまれてきたものであると。そしてまた、地域の歴史とか、伝統・文化と、そういうものに由来するのが非常に多いということで、合併後の新市においてプロジェクトチーム等を作り、十二分な時間をかけて、住民意向総意の中で見直すことが必要だろうということになった訳であります。

ただ、先ほどお話しありましたように、例えば金成町さんが見直してもいいのかというお話です。これも、前回そのようなお話がありました。提案理由でもお話し申し上げたんですが、各町村の職員の体制や、それから事務量に加えて、事前に住民の方々の意向等を打診して、区域の名称や変更が大丈夫だという、その判断を持たれば、町村の判断の中でやっていただく部分は差し支えありませんと説明させていただきました。ただ、これを合併前に、合併時に10カ町村同じような処理をする。昨日の10カ町村の総務課長会議の中でも確認をさせていただいたんですが、やはりまだ住民とのそういう話し合

いを全然していない町村もあるということで、合併時には難しいという町村が何町もありました。そういう部分で、合併時には一番そうするのが望ましいんですが、できないと。ただ、できる町村においては、やっていただく分については、問題ありませんというふうに説明させていただいていますし、それで結構であります。

○議長 高橋委員。

○高橋光治委員 この提案の2にです。「新市において速やかに調整するものとする」という言葉があります。しかしですね、私たち10町村は、これでもって合併をしようということで、今協議を進めています。そうしますと、いずれになっても住所は変わる訳ですよ。私のところでしたら、金成というのがつくことが、間違いなく変わる訳です。これをしてですね、合併をしてその後にもまた速やかに変えるとなると二度手間ですよ。これはいろんな部分で合併3月14日にした、15日から住民票から何から大体動いていくと思うんですが、その前にやれるような、どこかの町村がやれないから、それはしないということではなくて、逆に変えていくか、変えていかないかは、その自治体町村の責任でもって進めるべきだと私は思うんです。

なぜそれを言うかということ、前回私もさぬき市の方に研修に行っていました。二十何名行ったんですよ、事務局も含めまして。そのさぬき市は大きい志度町を含めまして5町村でなっているんですけども、この志度町を含めましてさぬき市となって、ここに大川郡志度町大字志度何番地というのが、合併したことによって、さぬき市志度何番地という住所になったんですよ。なるんです。こういうふうにはこれはなるんです。ですから、それを事務体制が整わないからということの1点で、他の10町村も全部横並びに、新市になってからという言い方ではなしにですね、ぜひそれは私から言わせるならば、10町村の方に事務量も含めまして、やっぱりやっていくような体制でですね、ぜひ進めていただきたい。これは住所1回変える訳ではなくて、登記、その他全体的なものがあるというふうには思います。しかし、ただ今合併のこういう議論が全国的にどこの町村もできている中において、栗原の合併協議会だけができないという話は、私はないと思いますよ。基本がそうであるということでしたらば、ぜひしていただきたい。

少なくとも、合併後という決め方ではなくて、金成町の場合でしたらば、金成町長の方にもまちづくりの30人委員会その他を含めまして、過去にも住所の簡素化を図って欲しいという提言がずっと続いてございました。これらは、前回は申しましたけれども、合併の協議が進んでございますと。そうなれば、いずれ住所が変わりますので、それを機会にしまして、簡素化も検討してまいりますというふうには金成町は答えています。ましてやこれは、私たち議員だけの問題ではありません。町民も含めまして、これまで合併の説明会をしてきた中で、住民の中からの要望もそれはきちっとあります。ましてや、自治体としてもですね、これに答えていきたいという金成町の行政の指針もあります。これは自信を持って言いたいのでありますが、町長も議長も来ていますから、この辺はぜひ酌み取っていただきまして、我が町、金成町の部分はやるということをしていきますから、期日を切っていただきましたところに、その町の方針というものを組み入れていただくような格好で、ぜひ提起していただきたい。このことを再度お願いしたい。

○議長 分科会でそのような話し合いの過程がありませんでしたか、事務局、答弁して下さい。

○濁沼事務局次長 もう一度ご説明させていただきます。

最後の金成町さんにおいては、やっていただくのに問題ありませんと先ほどからお話しさせていただきました。ただ、ほかの町村全てと一緒にこれをやるという体制は、できていない町村もあるということで、そういう体制ができていない町村については、やっていただいて結構ですということでもあります。

○議長 いいですか、高橋委員。（「はい」の声あり）

はい、伊藤委員……。ああ、ちょっと待って。

○高橋光治委員 このような提起をしている時に、私は何も人のことは言わないですよ。金成町やってもらえればいいということになる。では、今度新市になった後に、我が町は後からしますからということ、またぞろ9町村が次々、次々とやるんですか。そういう議論を今やりたくないから、私は言っているんですよ。やりたい自治体から順序にやって、はい、4月はどこどこ町村、5月はどこどこ町村と進んでいくんですか。こういう議論ではだめですよ。基本を決めて下さいということを行っているんです、私は。そうしますと、私人のことは言いたくないですが、字の前に大字がついているところの自治体も、もしかしたらばこういう議論をしている中に、「私の方も検討しなければいけないんでないか」という気持ちになるところもあるかもしれません。なぜかという、しないで、後でという提起だから言っているんですよ。ここを決めないで、金成町だけやって下さいということになるんですか。私は、そこだけは違うのではないかと思います、いかがですかね。

○議長 各町村ではそれぞれのね、旧町村を頭に入れるということで、基本としている訳です、現在は。基本は。ですから、それを改めて、金成町はそれを入れなくて、せっかくだから字名をここでまた見直していくということであれば、それで結構ですということなので、各町村では今までいろいろと分科会なり何なりで話をしてきた過程においては、この旧町名を入れてやっていくということの基本を確認している訳ですから、金成町が直したいからといって、他の町村がそれに横並びという訳ではない訳ですね。そういうことでいかがでしょうか。

○高橋光治委員 会長からの答弁を聞くと、うんというようなんです、私も部会の報告は聞いています。金成の特別委員会も、議員全員のほか、課長全員、金成の場合には百何十人の町職員が全員提起を見ながら、この議論をしてきました。それを町民も見ています。ですから、金成町さんだけやればやっていいという議論ではなしにですよ、私は合併をするのでありますから、各町村の中に、この表題ですと変えないという表示でしょう。変えるという状況の中に問題提起をしてですね、そして、変えないというところは変えないでいいんじゃないかという言い方をしているんですよ。変えないのに、金成ばりやることだという言い方ではなくて、なぜかという、住所が変わるんでしょう、今回は。変わるんですよ、栗原市になった場合には。なぜ、その金成だけ変わるという捉え方をするんですか。私から言わせれば、10町村全員が変わるんですと。これを機会に金成は、字名その他大字も検討させていただきますということですから、10町村が変わるという意志統一をぜひ持つべきだと私は思うんですが、いかがですか。金成だけ変わるんですか。ここだけをもう1回下さい。

○議長 いや、金成町でもこのままでいいのであれば、変わりませんよ。どうなんです。

ちょっと待って下さい。伊藤委員。

○伊藤竹志委員 私は高橋委員のご意見に全く賛成です。そのとおりだと思います。

それで、先ほどの水道もそうなんですけれども、新市において引き継ぐ、引き継ぐというのが非常に多くて、この字名も新市でやるということなんですけれども、合併したら職員がふえるのではないかという

心配も出てくるんですね。決められるところはやっぱり決めるで、町名については、特にこれは事務作業がかかわってきますから、1回新市にこの町名でやって、その後検討した後、また事務作業が出てくると。人が足りないから、また職員増やそうかという話が出てきかねないような心配も、また出てくる訳です。ですから、今高橋議員が言われるように、例えば鶯沢町でも三つの字、南郷、北郷、それから袋とある訳ですけども、これは歴史的には封建時代の、要するに肝いりが支配したところについた字名ですけども、現実には今北郷とか南郷とか袋と、袋地区はあるかもしれませんが、その字名よりも、その下の小字の方が地域的にはよく使われることがあって、結構死んでいるところもあるのは事実なんですね。やはりこれは町民の皆さんの意見を聞かなくてはいけないんですが、これをとってもしいいのではないかというような意見もあるのは事実です。ですから、やはり二重の事務手間をしないということで、やはり時間をかけるところは時間をかけて、新市で効率的な行政を行うということを念頭に進めていただきたいと思います。

○議長 解りました。はい、武田委員。

○武田正道委員 高清水の武田です。どちらのご意見ももつともだと思いますけれども、協議会である程度決定していかなければならないものですから、例えば、ではどのようにこの文言を変更したらいいかというアイデアがございましたら、例として挙げていただくと、我々もちょっと理解しやすいんですけども。お気持ちは分かるんですけども、では一体どういうふうに変えれば、そこがうまくいくのかなというところなんです。

○議長 再度、伊藤委員。

○伊藤竹志委員 小手先でちょっと変えればいいんだというような話をしているのではなくて、やはりこれは高橋委員が言われるように、各町それぞれのところで、このようにしたら簡素化できるというところをもうちょっと集約してから、二重の手間をとらないというようなことで、もう少し時間をかけて、何年も時間をかける訳ではないですから、数カ月間でいいと思うんですけども、この部分はそういうふうに私はすべきだと思います。後でやるのであればですよ。そういうふうに考えるのですが。

○議長 そのほかございませんか。はい。

○佐藤利郎委員 花山の佐藤です。

今ちょっと理解……、みんなの言うことは分かるんですが、事務局サイドで平成17年3月14日に合併すると。その時点までに住所はみんな変わりますよと。変わるんですけども、その17年3月14日時点で、例えば金成町さんとか、鶯沢町さんとか、花山とか、高清水とか、その辺で住所を変えたいという意思があれば、その時までに調整して、みんな一緒にスタートできるという形になるのでしょうか。お伺いします。

○議長 事務局。

○濁沼事務局次長 これは何回もお話ししているようにですね、一つは単なる事務的な処理の話と、それから先ほど何回もお話ししているように、極めて住民の皆さん方に、全て直結するんですが、今の既存の字名は、少なくとも歴史的なり、地理的なり、いろんな要素があつてきたと。それを変える場合は、事務手続から言いますと、手続の話でお話をさせていただきます。自治法上は、住民の意向は特に必要としないよという部分になっています。ただ、そうなっておりますが、実際はどこの自治

体においても、事前に住民の方々といろんな話し合いを重ねて、その民意の反映の中で見直していくというのが実情であります。事務局としても、この問題については、法務局ともいろいろと協議しております。それで、事務的な法務局の作業も含めて、17年3月に切り替えをするとするならば、16年8月ごろまでにこういう字名に変更したいという新旧対照的なものまで示して欲しいという話もされています。それも含めてですね、いろんな部会の中で協議した中で、どうしても住民との総意はそれまでに作れないということで、事務的に、日数的な部分になりますが、無理だという判断をしております。

○佐藤利郎委員　今の話でね、そうではなくて、先ほど話をしたように、金成町さんは住民との話もやって、できるという話になっているんですから、それを可能かどうかということを知りたいんです。

○濁沼事務局次長　それは、何回もお話ししているように可能であります。各町村でそういう対応をしていただいて、処理をしていただくと。それは可能であります。

○高橋光治委員　それでは、志度町の例をとってお話をしますよ。さぬき市志度町何番地、今度は〇〇市中町何番地で私の方が決めれば、それでよろしいんですね。金成も何も入れないで。これは、今は冠を入れるということで提起がなっているんですよ。そこの修正がないなら、できないじゃないですか。それを何回も言っているんでないの。これを変えないと、勝手に金成町の趣旨でいいんですかということは何回も言っているんですよ、私は。これは、町を除いた金成という囲い、若柳という囲い、築館という囲いでやりましょうという提案ではないんですか。

○議長　そのとおりです。

○高橋光治委員　でしょう。そうすると、金成町に任せるから勝手にやれと言われたらば、何々市字中町76、これ私なんです。今は金成町字中町76なんです。金成の「町」が「市」に変わっただけなんです。ただ、皆さんのところは築館町がついていたり、若柳町がついたりする。それでもいいという議論になるとね、町村ごとに違ってきますから、一つの基本をやっぴりおれは部会とか何とかで決めていただくと。こうした中において、字名、大字なんかをとるということも、その町村の責任においてはやれるということで示した方がいいんでないかというふうに私は言っているんです。そいつがなく、金成町の方に任せますということであれば、本当にそのとおりでよろしいですから、何か部会の話を聞くとそうでもないような話で聞きましたので。それから、住民の合意、合意と事務局の方が言いますが、ここに町長もいますけれども、我が町としては、住民の合意をきちっとって提起させていただきますので、事務局の心配しているところは、とれないところは変更してないところも出てくるかもしれませんよ。これはしようがないんです。金成町の責任においてやるということを、ここは言明していきたいものだと私は思うんですが、そこだけ聞かせて下さい。ですから、基本は要らないのですかということです。この提起の中で。

○議長　事務局。

○濁沼事務局次長　今提案させていただいた内容は、金成町の町、花山村の村をとるという部分になります。ただ、それも含めてですね、今合併前に金成町さんが、住民の方々が金成町の金成も要らないと判断されれば、それで結構です。新市になった時に、また金成をつけますという話、それも含めてですね、住民の方々がどのように判断をして望むかと。ただ、合併時については、町と村だけは除

きます。そして、新市になってから、例えば栗駒をつけるか、築館をつけるか、それも含めて新市の中で住民の意向を踏まえてですね、調整をして、検討していくということであります。

それから、先ほどからさぬきの話が大部分出ているんですが、さぬきでも5町の町村があった中で、町村名を残したのは3町、町村名をなくしたのは2町ということで、さぬきの合併5町村の中でも町名を残したところと町名を残さないところとありました。以上です。

○議長 はい、いいですか、皆さん。今のなかなかかみ合わない意見がありましたが、基本としては旧町を入れるということでもっていきたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。ただし、金成町はもし変えるのであれば変えるということで、変えても結構ですということですが、いかがですか。はい、どうぞ高橋委員。

○高橋義雄委員 若柳の高橋です。

大変申し訳ございませんでしたが、前回1月13日、諸般の事情がありまして、欠席をさせていただきましたので、なかなか理解しがたい部分がありますので、まず確認させていただきたいのですが、今議論されている町名の扱いについてですね、調整方針、調整内容を読みますと、町名については、例えば具体的に申し上げますが、栗原市と仮称した場合に、栗原市旧町村名、金成だったら金成、そして金成の町、あるいは花山であれば村はとるということですね。こういうことですね。それから、字名については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものと、ここに調整内容が書いてありますけれども、今金成の高橋委員がおっしゃるのは、この字名についてだけかと思ったら、金成をとってもいいのかとこういったような議論でした。とってもよいという話ですけれども、私は金成の町はすぐ隣ですから、金成と言えばすぐ分かるんですけれども、栗原郡10カ町村の中には、ちょっと違和感を感じる人もあるのではないかな。当面はですね、当面という言い方はちょっと曖昧でありますけれども、合併して、新市に引き継ぐまでは、やっぱり各町の旧町村の名前を入れるということの方がいいだろうと私自身は思います。ですから、その何かどうも言っている意味が分かったようで分からない訳ですが、この調整方針で、1番目の町名について、〇〇市〇〇町、金成、若柳、築館となるんだろうと思いますが、それでいいのではないかなと思うんですが、何か不都合があるんですかね。

○議長 いや、不都合があるのは向こうですから。

○高橋義雄委員 私はそれでいいと思うんですよ、思うんです。ですから、なかなか何か言っている意味が分からないものですから……。

○議長 文句言いますもの、また。

○高橋義雄委員 ですから、変えることもいいと言っているんですね。変えることもいいと言っているのね。はい、解りました。ただ、私はそのように、この調整方針の中に示された内容で結構だと。そういうことです。

○議長 はい、そのとおりです。（「会長、違うんじゃないですか、今の答弁」の声あり）いやいや、はい、休憩します。

午後3時22分 休憩

午後3時35分 再開

○議長 休憩中の会議を再開いたします。

ただ今議論しております、町名、字名の取扱いについて、原案をこのまま可としてもっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、協議第24号、大変失礼申し上げましたが、町名、字名の取扱いについては、原案をもって……。 (「議長」の声あり) 高橋委員。

○高橋光治委員 原案の理解で、会長はあくまでこれを提起をするようであります。我が町の、私は金成町の高橋ですけれども、私の意見がきちっと会長ほか、協議会の中身の方に届いたという理解をしてよろしいのかどうか。そこだけはきちっと確認させていただいて、あと持ち帰って、金成町の方の行政の方も、町長もいますからですけれども、協議をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。それでよろしいんですか。そこは確認をお願いします。

○議長 今、高橋委員がおっしゃるとおり、金成町については、原案について多少まだ疑義があるということでございますので、金成町は持ち帰って検討して下さい。現在は……。 (「事務局から」の声あり) では、はい、事務局、答弁。

○濁沼事務局次長 金成町さんからいろいろご意見をいただきました。今いろいろお聞きしまして、ここで協議しておりますように、新市において速やかに調整すると。これは金成町さんだけではなくて、ほかの町村も含めて、やはり字名が長い箇所が幾らもあります。これを速やかにという部分で、新市になったらですね、プロジェクトを組織して、住民の総意を作りながら、速やかに早い時期に、新市になってからすぐにだと思っております、そういう組織体制を作って見直しをするということで、確認をさせていただきます。

○議長 いいですか。新市になりましたらいろいろとプロジェクトチームを作って、字名については検討を速やかにするというので、今事務局の方で答弁がありました。えっ。(「前にやっていいのであれば、確認して下さいということを書いていたっちゃ。それをいいということを書いたんでないのか」の声あり) はい、事務局。

○濁沼事務局次長 これも何回も話しているように、それで結構でございます。(「それじゃ、さっき語ったのと違う」の声あり)

○議長 あのね、いいですか。原案は、旧町名をつけて決定していきたいというのが原案でございます。ところが、金成町では、今後これらの内容については検討したいという意見があります。このことについてもですね、今後検討した後は、当然変更せざるを得ないものがあると思いますので、今後検討の余地はあると思いますから、その際には、また金成町の分について、いろいろとお話を願うという方向でいかがでしょうか。

○高橋光治委員 あのね、会長、私が言いたいのは、新市になる時は10町村皆変わるんだよ、さっきも言いましたように、何でそれを忘れるんですかというの。ここで変えた後に、3月の15で変えた後に、すぐまた住所表示を変えることが、また作業が始まるんですかということを書いているんですよ。そういう無駄なことをするんだらば、前にできることはしておくとか、全体を考えていくとなぜならないんですか。皆さんの住所が変わらないということですね、この決定を進めていっていいんですか。全員が変わるんじゃないですか、合併したらば、3月の15日から。これは冠がつこう

が、つこうまいが。なぜそれを忘れるんですか。金成町だけ変わるんですか。そこだけ確認させて下さいよ。変わると思いますよ、全部皆さんの分も。そして、変わった分、次の週からどういうふうにするかというのが始まるということですから、だったらばその前にね、ではどうしていくというような、この辺のやつがね、全然……。

○議長 何を語っているのか、私は解りません。私は理解できません。
暫時休憩します。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

○議長 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

協議第24号、今まで大変議論がありました。しかしながら、この協議第24号は原案を可とするということで協議を済ませていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、協議第24号 町名、字名の取扱いについては、原案どおり可とするということで決定してまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、以上のとおり決定させて下さい。

協議第25号 学校教育事業について

○議長 続いて、次に入ります。

協議第25号 学校教育事業について、協議議題に供します。

これも前回説明をいたしております。この内容について、ご質疑等ございましたら、お願いします。

はい、遠藤委員。

○遠藤 實委員 志波姫の遠藤でございます。

この学校教育事業についての8、預かり保育の実施については、「栗駒町の例により合併時まで調整する」という表現で提案されておりますけれども、実は私の方の実態と栗駒町さんの実態を、この資料に基づきまして検討した結果、預かり保育のサービス量そのものが、志波姫からすれば、サービスの低下につながる訳でございますが、その辺、何と申しますか、この栗原市が、新しい町にとって、やはり人づくりの面が最重要ですし、さらに基本計画の中にも今の少子化傾向に向けて、子供の多い、産めよ増やせよの施策はなかなか行政でとれませんので、少ない子供をより健やかに育てる子育て支援が重要だということで基本計画に載っておりますが、この文面からしますと、志波姫町が実際保育している実態からするとサービス低下につながりますけれども、その辺の何と申しますか、どうなんでしょう。聞き方がちょっとあれですけども、私はそう思いますが、いかがでしょうか。

というのは、はっきり申し上げまして、志波姫町においては3年保育を実施しています。よそでは2年、1年という実態。さらに、休業日においても、今土曜日曜、原則的に公立は休みですが、志波姫町の場合は土曜日の保育も実施しております。栗駒町さんと比較した場合には、時間的に平日は若干、志

波姫は5時45分とか、栗駒さんでは午後6時までというふうな15分の違いはありますけれども、実態とすれば、私の方の幼稚園の預かり保育などについては、保護者が来るまで。時間的には5時45分という一応の時間には決めておりますけれども、実態とすれば保護者が来るまで、夏でありますと7時、7時半までも保育しているのが実態でございます。そういうことからしますと、合併時まで調整するということになりますと、栗駒町さんの方に合わせなければならないというような、志波姫町からすれば、サービスダウンにつながりますので、その辺の考え方をお願いします。

○議長 はい、事務局、答弁して下さい。

○濁沼事務局次長 土曜日の預かり保育の関係ですが、預かり保育は高清水、瀬峰町を除く8町村で事業実施をされております。内容的には、ほとんど大きくは変わりませんが、ただ長期の休業日が町村によっては若干違うという部分があります。それから、先ほどお話がありましたように、志波姫さんについては、基本的には5時45分までということで、栗駒については6時までということになって、15分間長い保育時間になっています。こういうことで、部会におきましては、一番条件のいい栗駒町の内容に合わせるという部分で調整させていただきました。ただ、その時に、土曜日の預かり保育の関係ですが、これは8町村のうち、志波姫町さんだけが実施しております。この取扱いについては、部会でも話題と、議題となっております。現在実施されております志波姫町さんの実態から言いますと、土曜日の預かり保育の人数は5人から6人ぐらいということのようであります。昨年度は4名、今年度は5名という内容のようではありますが、この土曜日の預かり保育については、新市において志波姫町さんについては、事業継続をしていかなざるを得ないだろうと。ただ、これは全市的に対応するとなりますと、施設の整備の関係、それから管理体制、職員体制も含めて検討する必要があるだろうということで、調整させていただきました。

○議長 はい、遠藤さん。

○遠藤 実委員 志波姫町については実施していく考え方だというのは、それは解りますけれども、志波姫町ということではなくて、私はやはりこの8番目に書かれております、はっきり言って、これでいいですよと確認された場合は、会議の進め方の中ではそういう考えがありますがということだけで、実際に合併時まで調整すると。合併時までにといったら、合併時までには志波姫町の少ない人数、5人、6人ですけれども、土曜日の休みの日に預かっていただく家庭というのは、それなりの経済情勢がある訳です。通常、親たちが休みの場合は絶対来ない訳です。会社の関係で、どうしても今完全週休2日制だというのは公務員だけであって、あとは学校と。会社は隔週、4週5休制もっておりますし、あるいはいろんな土曜日は休みではないという企業もある訳でございます。特に今いろんな休みなり、リストラなるというような経済情勢の中に、さらに加えて少子化に対応して、どうしたらいいのかと。やはり志波姫町では行政として3年保育やりますよ、さらにその幼稚園の方針にはなじまなけれども、やはり幼稚園が休みの日でも園児と親と延長の中で、実質やっている訳です。したがって、志波姫町の幼稚園では、実態としては、休みは8月の14日から8月の16日とお盆は3日間、さらに12月は28日から1月4日、それは休みますよと。年度替わりは3月30日から4月2日まで、3日間は休みますよと。これは休んでいます。それ以外については、園長と保護者とマンツーマンの相談の上、幼稚園では預かり保育していますよというのが現実です。それを栗駒町の例によって合併時まで調整しますよということ、志波姫町についてはやりませんよと。この文章からすると、

とれますよと私はそうとれます。ただ、会議の中で志波姫町はやりますよというのは、それは解りますけれども、実際これで確認されると、確認事項が、志波姫町においては、もう栗駒町の例によると。夜間は見ないという受けとめ方を私はしますけれども、最後をお願いします。

○議長 事務局、答弁できますか。

遠藤委員、志波姫町は確かに特殊な事情にある訳です。ただ、栗駒町の例によるといっても、相当救われる町があるんですね。しかし、それにしても志波姫町はサービスが低下するということですから、志波姫町については、現在のような預かり保育を実施するというので、合併時にあっても、合併した後にあっても、これは記録にそれらをきちんととどめておいて、特例扱いにすると方向ではいかがでしょうかね。

○遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

記録にとどめておくからという会長の話ですけれども、3年保育の問題も、実は今まで町内でも議会も議論しましたし、相当議論しました。3年保育は果して将来の子育てに役に立つのか、あるいは2年でいいのかという議論をしましたが、始まって今年で4年になりました。その結果、やはりすばらしいという評価を保護者からも我々議会も評価しています。そういう中であって、土曜日の預かり保育をする家庭というのはごくわずか、本当に5人、6人。ただ、来年はちょっとまだ増える予想もしますが、こういう経済情勢でございますので。それをここで記録にとめておくからいいとあって、何か志波姫町の例によるという文句は入れられませんと言え、私もあるいは引きませんよ。ただ、志波姫町がやっている福祉、教育、サービスをダウンさせるような、はっきりとここで栗駒町の例によるというようなことに表現されると、志波姫町の教育、福祉サービス、ダウンにつながると。はっきり言って、これはどなたが解釈しても、合併時まで、預かり保育の実施については、栗駒町の例によりも、合併時まで調整するという、私は解釈をしますけれども、それは記録に残すからいいということでは、私はちょっと何と申しますか、違うのではないかなという感じがします。以上です。

○議長 はい、事務局。

○濁沼事務局次長 現況の部分ですが、今志波姫町さんの実施されております預かり保育の関係であります。これは園長さんがおって、非常勤特別職だということのようでありまして、土曜日は預かり保育はやっておりますが、園長さんは出勤されていないという部分のようであります。そうしますと、園長不在の中での土曜日の保育は、いろんな部分で園児の方が一の事故等も考えると、やはり若干問題があるのかなと。ただ、そういう実情は実情にしても、それだけの行政要望がある訳ですから、志波姫町さんについては、新市においても継続していくということにしておりますが、ただ先ほど言いましたように、それらを含めてやはりその検討を加える必要があるだろうということでありまして。ただ、これはその10カ町村で、先ほど言いましたように、全てで預かり保育を実施できるかといいますと、持っている施設の機能なり、それから職員体制なりいろいろありますから、それらを踏まえてですね、新市において検討していかざるを得ないのかなと感じます。

○議長 今遠藤委員からいろいろとお話ございました。確かにそのようなサービスの低下につながってはならないということであれば、この8項のところ、1項やはり志波姫町分だけは入れておかなければならないのかなというふうに思いますので、今事務局の方でこれらを検討させますので、ちょっと時間をお貸し下さい。

それでは、この協議第25号の8、預かり保育の実施については、栗駒町の例により合併時まで調整するという項目がございますが、ここに志波姫町分を書き足すというふうなことで原案にさせていただきたいと思いますが、今事務局からそのことを申し上げます。

はい、遠藤委員。

○遠藤 實委員 何回も申し訳ありませんが、志波姫町の遠藤です。

志波姫町を入れて下さいというのではなくて、志波姫町が現実にやっているものですから、それを生かした、今後検討をすると。さっき議長も言いましたが、やはり預かり保育をする場合は、ただ教室をあてがうだけではだめなんですよ。やっぱり午後からの午睡の関係もありますし、おやつ関係もあるし、さらにここから煎じ詰めれば、専任園長が常勤しないからだめだって、そういう議論ではなくて、そうやると正規の職員を張りつけなければならないし、園長が必ず来なければならない。そういうことではなくて、実態としてパートでもやっています、私の方では。正規の職員ではございません。ただ、有資格者、あるいは保育士の資格者のパートで対応していると。ただ、施設も欲しいし、金もかかります。そう簡単によその町村で、私の方でもぜひやって欲しいと言われても、そう簡単にはできない訳です。ですが、私の方でもやっていることを継続してやるような文章表現の方を、ぜひお願いしたい。その文章表現については、志波姫町を入れて下さいということは、決して申しません。以上です。

○議長 はい、事務局。

○濁沼事務局次長 それでは、今のご意見を踏まえて、このようにいかがかということで提案をさせていただきます。8番の「預かり保育の実施については、現行のとおりとし、新市において調整するものとする」と。これは当然少子化対策も含めて、新市において調整をするという意味を含んでおります。

○議長 いいですか、それでは皆さんいいですか。ここ訂正させて下さい。もう一度、事務局、今の8項をどのように訂正するか、原案を訂正するようにして下さい。

○濁沼事務局次長 もう一度ご説明いたします。8番については、「預かり保育の実施については、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。」と、このような文章内容で修正させていただきたいと思います。

○議長 8項を、「預かり保育の実施については、現行のとおりとし、合併時まで調整する」ということに……、（「新市」の声あり）ああ、新市か。

もう一度申し上げます。8項、「預かり保育の実施については、現行のとおりとし、新市において調整する」というような文言に改めまして、原案としてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、以上のとおり訂正したものを原案とお認めいただきます。

そのほかございませんか。佐藤委員。

○佐藤重美委員 一迫の佐藤でございます。

25号の教育事業についての項目の中に入っていないんですが、新市になった場合の、いわゆる学区の設定ですね。これはどのように考えておられるのか、それをお聞きしたいと、そんなふうに思います。といいますのはですね、合併の地区の懇談会なり説明会の際に、いろいろと父兄の中から、あそこ

のところに、今の学校よりも近いところによその学校があると。そうしたときに、その学区はどうしても従来の学校に行かなければいけないのか。そうした単純な疑問もぶつけられた訳でございますね、それに対して教育委員会では、学区の変更も可能であると、そんなふうの説明をしている訳でございますが、私どもの委員会の中でも、やはりそうしたご意見が出されまして、その点はどんなふうに考えておられるのかですね。合併と同時に、希望する学校に通えるのかどうか。その辺の調整はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長 事務局説明して下さい。

○濁沼事務局次長 今回の町村立学校の通学区域の部分になります。この部分については、協議第18号の15年10月9日に提案させていただきまして、10月30日に原案でご承認賜っております。取扱いについては、「通学区域については当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向等を踏まえ、新市において検討を行うものとする」ということで、第6回の10月30日の協議会で確認されております。

○議長 佐藤さん、いいですね。はい、佐藤委員。

○佐藤重美委員 まあ、新市において検討する、調整するというごさいますけれども、やはりこうした点につきましてはですね、そうした父兄なり、あるいは地域の疑問がございすれば、やはり速やかにその調整をしていただきたいと。そんなふうにご要望を申し上げておきます。

○議長 はい、ありがとうございます。

はい、伊藤委員。

○伊藤竹志委員 今回の件なんですけれども、新市を待たずに便利性を考慮するというのをつけ加えたはずなんです、それはどうなっているんでしょうか。そういうことで、それが承認されたと思うんです。

○議長 今回の協議第18号でね、10月9日に提案いたしまして、30日にこれ検討しているんですが、はい、もう一度事務局の方で説明して下さい。

○濁沼事務局次長 ご質問いただいてですね、私の方の説明の中で、学校教育施行令第8条の定め、これによってですね、今の現行の部分であっても、保護者の申請により就学校を変更することができます。今の現行制度の中でもできますということで、変更はそれなりの理由があった場合には、これを前提といたしますけれども、手続的には現行制度の中で対応できるということで、ご了解を賜っていたと思います。

○議長 いいですか、ご了承下さい。

その他、学校教育、佐藤委員。

○佐藤幸生委員 高清水の佐藤でございます。

学校教育事業につきましては、きょうで2回目の議論をされている訳でございますが、私がお伺いしたいのは、就学の援助というふうなことで、幼稚園、保育所につきましても、それぞれ町独自の保育事業を取り入れられておる訳でございますが、この就学援助の中で、本町におかれましては、2年ほど前から学習指導助手ですね。これを町独自の制度として取り入れさせていただいておる訳です。と申しますのは、少子化の関係もございまして、児童数が単年度出生者数が四十二、三名にもなってきたということで、1クラスの組がある訳でございます。で、先生方の意見を聞きますと、大変忙しいと。

一人一人の子供たちには行き届かないということで、そうした要望と、父兄の要望があった訳で、独自の形の指導助手制度を取り入れておる訳でございます。

そうしたときに、合併以降もこうした指導助手、あるいは先ほど志波姫さんから話されました預かり保育のこともございますが、今後そうしたことが合併以降後も継続して、これが受け入れることができるのかどうかということですね。何か伺ってみますと、栗原郡内では、この指導助手を導入されているのは高清水1町だけだというようなこともございます。これからいろいろ教育委員会の中でご議論しなくてはいけない部分だと思いますが、この件について、今現在合併以降も、17年の4月入学と同時に、これについては廃止ですよとなりますと、やっぱりサービスの低下ではないかなと。本当に小さなことなんです、そうしたことの批判にもなりかねないような不安も持っている訳でございますが、その点についてはどういう考えを持たれておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長 事務局、答弁。

○濁沼事務局次長 今回の部分については、資料としてですね、2ページにあります就学援助の部分ではない部分のご質問かと思うんですが、これ以外にもいろんな学校教育事業にかかわる、いろんな10カ町村の事務的なすり合わせ項目が結構ございます。この部分については、協定項目の中に出てきませんけれども、全ての項目で1,104項目あるんですが、そういう項目の中でですね、今各町村の担当者の中で分科会、それから部会の中でそれらのすり合わせをしております。それを新市においてどのように対応するかという部分で、学校教育も含めて、いろんな部分ですり合わせをしております。その部分のご質問かと思うんですが、まだすり合わせ途中でありますから、最終的にはですね、極端に合併になったから、そういう制度を全てなくしていくということにはならないだろうと思います。それは、事務的に今すり合わせの作業がされているということで、ご了承いただきたいと思います。

○議長 よろしゅうございますか。

はい、そのほか、石川委員。

○石川正運委員 築館の石川でございます。2点ほどお伺いします。

まず、1点の1番の児童生徒の通学負担、これは「公平性を確保するため、新市において調整する」とありますけれども、今これを見ますと、全然負担していないのが4町ございます。特に花山さんなどは手厚く手当を出しながらやっておられると。理解できますけれども、新市において調整するとありますけれども、調整の視点として、現在助成をしていない4町を踏まえてね、どういう視点の中で調整をしようとしているのか、もし分かれば、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

次に、3番目でございますが、いわゆる奨学資金については、若柳町の例により合併時まで調整するとありますけれども、その中で4町ほどですか、各町村の奨学金の貸与条例を制定してやっておられるようでありますけれども、高清水さんについては、恐らくこれは石崎育英会とありますので、法人か何かだと思いますが、この調整の関わりはどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○議長 2点について答弁して下さい。

○濁沼事務局次長 初めに、通学費の助成の問題であります。この問題については、前回の提案理由の中でも説明させていただきました。現在、小学児童に通学費の助成を行っている町村は、栗駒、一迫、志波姫、花山の4町村であります。中学生に対する通学助成を行っている町村は、栗駒町ほか5

町村になります。ただ、通学費助成については、スクールバスを運行しているところは助成していないというような部分もありまして、スクールバスの運行との関連が非常に強いものとなっております。スクールバスの運行については、各町村の、築館町を除く9町村で運行されておりますけれども、小中学校の統廃合に関わってくる部分があるようでもあります。ただ、現況といたしましては、築館町さんなどは助成しておりませんから、ある町村は助成している、ある町村は助成していないというようなばらつきがありますので、新市において調整する必要があるだろうということで、速やかに新市において調整するというようにさせていただきました。

それから、奨学金の関係であります。奨学資金の関係ですが、若柳町ほか4町村でしか実施されておられません。ただ、昨今のいろんな経済、景気の動向等も見ますと、この就学資金は、今後ますます行政要望が多くなっていくのかなという感じがいたします。そういう中で、調整内容としては、一番条件のいい若柳町の基準をもとに調整するというようにさせていただきました。

それから、高清水町さんの石崎育英会の部分であります。ただ、これも含めてですね、基金については、基本的には全て基金は持ち寄ってくるということになります。そういう中で、今高清水さんが交付しております交付内容よりも、今若柳町さんが実施されている内容の方がはるかに条件がいいということで、これは若柳町さんの例に合わせるということで、この内容はですね、高清水さんについても、極めて交付条件がよくなっていくのかなというような感じがします。具体的な石崎育英会の内容ですが、具体的に基金の内容までご説明いたしますか。

○石川正運委員 内容は結構ですが、いわゆる奨学金のばらつきがありますよね。貸与する金額等々ね。その中で、若柳に調整をしていく上でね、この石崎育英さんの、いわゆる今までの奨学資金として受け入れている部分の返済等々、いわゆる条件とか返済方法とか違いますよね。そういう部分の調整をどうするのか。それとも、石崎育英さんから全部切ってしまうと、新たな制定の中でやるのかどうか、その辺をお聞きしたいのです。

○議長 はい、事務局。

○二階堂事務局次長 それでは、基金というお話が出ましたので、計画班の方からお答えをしたいと思います。まだ財産の取扱いにつきましては提案はしていない訳ですが、この石崎育英会というのは民間の基金でございまして町が管理をしているといった基金でございまして。それはそのままお金を返していく方もいる訳ですから、なくすということとはできないと思います。そのまま継続をしなければならぬものと考えます。ここで奨学金の貸与条例、これは若柳の例によりまして、新市の条例を作って、そっちの新市の条例としてこれで運用していくと。石崎育英会の方はこのまま残さざるを得ないと考えています。

○議長 石川さん、いいですか。はい、どうぞ。

○石川正運委員 石崎育英会の、いわゆる返済方法はそのとおりでと思うんですが、今後もしも若柳の例をとって、条例を制定してやっていくとするならば、そこから先は今までの返済はそのままだと思います、高清水さんも。今後、この兼ね合いをどうするのかということです。

○議長 はい、今後の兼ね合い。

○鈴木事務局長 今の高清水の石崎育英会の取扱いですが、あくまで民間の部分でございまして。ですから、それは借り入れされた方と返済される方、さらに民間で今後もやっていくとすれば、それを活

用する方、それは今後も継続されるかと思えます。で、新市で扱う奨学資金については、きちんと条例でもって、今ご説明したとおり、若柳さんの例によってですね、この制度でもって市の部分は取り扱っていきますよということなので、その辺ちよっどご理解いただきたいなと思えます。

○石川正運委員 確認なんですけど、そうしますと、いわゆる高清水さんの場合のね、石崎育英会ですか、これは今後もこのままやっていくということなんですね。他の9カ町村は若柳の例によって条例を制定して、やっていく。これは解りますけれども、ここの部分。今後も継続してやっていくということなのかどうか。

○議長 はい、分かりますか。

○濁沼事務局次長 これは本来ですと、今のご質問の内容から言いますと、町の部分の取扱いの部分になりますから、本来ですとここに石崎育英会の部分を表示するのが正しかったのかどうか、ちょっと疑問に思えます。ただ、これからはですね、各町村の奨学資金を持たない地域についても、全て一番条件のいい若柳の部分で対応していくと。例えば、高清水さんの部分になりますと、これは民間の部分になりますから、当然市としては若柳の内容の部分で対応していくと。ただ、そこに今度は、何かこれは個人の部分のようでありますから、これは重複して、そこでまた奨学金が認められるかどうか、これはあと個人とこの基金の取扱いの関係だろうと思えます。

○議長 いいですか、その他ございませぬか。あとよろしいですか。

それでは、協議第25号 学校教育事業については、ただ今協議いたしております原案を一部修正し可とする旨、決定してよろしゅうございませぬか。

(「異議なし」の声)

○議長 協議第25号 学校教育事業については、原案を一部修正し可とする旨、決定してまいります。

協議第26号 障害者福祉事業について

○議長 続いて、次に入ります。

協議第26号 障害者福祉事業についてを協議議題とします。

このことについても、前回説明をいたしております。質疑等ございましたら、お願いいたします。

協議第26号の障害者福祉事業については、原案を可とする旨、決定してよろしゅうございませぬか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、審議がないようでございますので、協議第26号 障害者福祉事業については、原案を可とする旨、決定してまいります。

協議第27号 新市建設計画(第3章 建設の基本方針)について

○議長 続いて、協議第27号に入ります。

協議第27号 新市建設計画(第3章 建設の基本方針)についてを協議議題とします。

このことについて、ご質疑等ございましたら質疑をお願い申し上げます。はい、伊藤委員。

○伊藤竹志委員 私の記憶違いかもしれませんが、前回の協議会で、全体を通してするということになったのではなかったかなと。だから、この議題は私はないものだと思って来たんですが、いかがで

しょうか。

○議長 はい、事務局。

○二階堂事務局次長 たしか前回、栗駒の千葉委員さんから、章ごとに出されても、流れがなかなか解らないところもあるし、整合性といえますか、そういったところ難しいところがあるというようなご質問があった際にお答えしたと思いますけれども、1章から6章まで全て一括して提案して、承認をいただくというのも、これもなかなか大変でございますので、章ごとに協議いただきまして、そして6章まで終わった時点で、また全体を見直して、協議を再度お願いするというふうにお答えしたと記憶してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 以上のような内容で審議していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

3章、よろしゅうございますか。質疑ありませんか。

なければ、この3章についても、基本方針等について、ほぼ同じでございます。

よって、協議第27号 新市建設計画（第3章 建設の基本方針）については、原案を可とする旨、決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 はい、異議なしと認めます。

それでは、協議第27号 新市建設計画（第3章 建設の基本方針）については、原案を可とする旨、決定してまいります。

以上で本日の協議事項は終わりました。

6. 提案事項

協議第28号 商工観光関係事業について

協議第29号 保育事業について

協議第30号 保健関係事業について

協議第31号 第3セクター等の取扱いについて

協議第32号 地域交通事業の取扱いについて

協議第33号 国際交流事業について

○議長 次回の12月11日、金成町で協議をいたしてまいります協議第28号から協議第33号まで、これらを一括議題にして提案して、事務局の方から各号ごとに説明をいたさせます。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

それでは、説明をして下さい。（「休憩」の声あり）

ここで5分ほど休憩いたします。

午後4時30分 休憩

午後4時35分 再開

○議長 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

本日の5番、提案事項、協議第28号 商工観光関係事業について、協議第29号 保育事業について、協議第30号 保健関係事業について、協議第31号 第3セクター等の取扱いについて、協議第32号 地域交通事業の取扱いについて、協議第33号 国際交流事業について、以上6カ件については一括提案いたしまして、事務局から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、提案事項、6カ件一括議題に供します。

それでは、各号ごとに説明をお願いします。

○濁沼事務局次長 それではご説明いたします。

協議第28号

商工観光関連事業について

商工観光事業について、次のとおり提案する。

平成15年11月27日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

商工観光関連事業について。

1つとしまして、中小企業融資制度については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、損失補償については宮城県信用保証協会と協議の上、合併時までに調整する。

2つ目です。小企業小口融資制度については、廃止する方向で合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

3つ目です。商工関係助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

4つ目です。勤労者福利厚生については、若柳町の例により合併時までに調整する。

5、企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、奨励・支援措置の充実を基本に、新市において調整するものとする。

6、観光イベント事業については、現状のまま継続するものとし、活性化を図るため関係団体と協議の上、随時調整するものとする。

1ページをお開き願います。1ページは、産業専門部会商工観光分科会で意見調整されました集約内容と、その参考事項であります。

1の中小企業融資制度は、町村独自の融資制度であります。現在、高清水町、花山村を除く8町で制度化されております。新市においては、貸付期間や貸付利率内容において、一番条件のよい築館町の融資制度を新市の制度とする内容で調整いたしました。

2ページをお開き願います。

2の小企業小口融資制度につきましては、若柳町、栗駒町、金成町、志波姫町の4町で制度化されております。現在の融資件数は5件となっております。この制度につきましては、1の中小企業融資制度を充実することにより、現在の融資制度より、よりよい融資制度とすることができることから、新市において廃止することといたしました。

下段の3の商工関係事業であります。町村によりまして、その内容にはばらつきがあります。このため、新市において事業効果等も含め、関係団体と協議、調整することといたしました。

3ページをお開き願います。

4の勤労者福利厚生事業としての勤労者ライフローンにつきましては、10町村全てが同一条件内容で制度化しておりますことから、新市に引き継ぐものとし、若柳町が独自で実施しております勤労者住宅取得促進奨励金につきましても、新市において制度存続することといたしました。

5の企業誘致事業としての、①奨励措置等ですが、鶯沢町、花山村を除く8町で実施しております企業立地促進奨励金制度等を表記してあります。

4ページをお開きいただきます。

雇用促進奨励金制度は、築館町だけが町独自の事業として実施しております。

②の支援措置等ではありますが、過疎法に基づく固定資産税の課税免除を実施している町村は、若柳町ほか5町村。農工法による固定資産税の課税免除を実施している町村は、志波姫町。低工法による固定資産税の課税免除を実施している町村は高清水町と瀬峰町となっております。これらの奨励措置や支援措置につきましては、措置内容の充実を基本に、新市において調整することといたしました。

5ページをお開きいただきます。

6の観光物産振興としての観光イベント事業は、10町村で定期的に行われております代表的な祭りやイベント等を掲載したものであります。

②の組織は、各町村で組織されております観光協会や物産協会等の組織人数や町からの補助金などを表したものであります。下段は、参考的に他の二つの協議会の調整方針を掲載しております。

○議長 協議第28号 商工観光関係事業の説明を終わります。

引き続き、協議第29号 保育事業について説明をいたします。

○千葉事務局次長 協議第29号 保育事業についてでございます。

協議第29号

保育事業について

保育事業について、次のとおり提案する。

平成15年11月27日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

調整案でございます。

保育事業について。

保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、下記のものについては、次のとおりとする。

1 番目といたしまして、保育事業でございます。

(1)保育時間については、合併時まで調整する。

(2)保育料については、別紙のとおり新市において速やかに調整する。

2、特別保育事業

(1)延長保育、乳児保育、一時保育、子育て支援センターについては、当分の間現行どおりとし、新市において速やかに調整するという調整案でございます。

資料の方でございます。裏面を見ていただきたいと思います。別紙ということで、保育料案を載せてございます。

保育料につきましては、各階層ごとに傾斜的に10%から40%の間で調整するというものでございます。各階層ごとに各町村の平均的な軽減率をベースに試算してございます。

3歳未満児につきましては、第1階層ゼロ、それから第2階層8,100円、第3階層17,550円、第4階層24,000円、第5階層35,600円、第6階層42,700円、第7階層56,000円。それから、3歳児につきましては、第1階層からゼロ、5,400円、14,850円、21,600円、31,125円、40,600円、46,200円。3歳以上児につきましても、第5階層が29,050円、第6階層が37,700円、第7階層が46,200円というものでございます。

こちらの方の参考資料といたしまして、一番最終ページ、3ページになりますが、各町村の現況の保育料との差額の一覧ということで参考資料を載せてございますので、お聞き願いたいと思います。

一番上の欄が3歳未満児、それから中段が3歳児、下の段が3歳以上児の三つに分けてですね、一覧に表しております。各階層で網かけしている部分が案でございます。それに対しまして、各町村の現況料金を比較して、その差額をさらに網かけしてございます。見方といたしましては、例えば3歳未満児の第2階層の調整案は8,100円ということになってございます。築館町で例にとりますと、現況が、第2階層の欄、9,000円となつてございますので、900円引き下がることとなります。右側の方にずっといつていただきまして、一迫町の欄を見ていただきますと、現況が6,300円ということで、1,800円の増ということで、各階層を見ていただきたいと思います。

調整の方法といたしましては、各階層ごとに引き下げになる町村につきましては合併時に一気に引き下げをし、引き上げになる町村につきましては、段階的に引き上げたいとする調整案でございます。

資料の方に戻っていただきまして、1ページ目の資料でございます。

こちらの方、保育事業として、各町村における保育所数、それから各保育所の定員、保育時間の現況を載せております。花山村を除きまして、各町一つから三つの保育所ということでございます。

定員数につきましても、保育所によって30名から90名までと幅がございます。また、保育時間につきましても、各町村に差異がございます。保育所につきましては、現行のまま新市に引き継ぎ、保育時間につきましては、合併時まで調整するという調整案でございます。

それから、2番目の特別保育事業でございますが、延長保育といたしましては、若柳町と高清水町で実施しております。それから、乳児保育につきましては、金成町と花山村以外の町村で実施しておりますが、各町で受け入れ年齢に差異がございます。生後4カ月から8カ月ということで、若干差がございます。それから、一時保育事業につきましてでございますが、こちらにつきましては、築館町ほか4町で実施しております。対象保育時間等に、これも差異がございます。

それから、裏面、2ページ目でございます。資料の2ページ目。子育て支援センターについての現況を載せてございます。築館町、若柳町、高清水町、一迫町で実施しております。こちらにつきましては、現在は四つでございますけれども、各保育所で育児相談等は実施してございます。支援センターのない町村でもですね、育児相談等の事業は実施しているということでございます。以上でございます。

○議長 はい、協議第29号 保育事業についての説明を終わります。

引き続きまして、協議第30号 保健関係事業についての説明をいたさせます。

○千葉事務局長 協議第30号 保健関係事業について。

協議第30号

保健関係事業について

保健関係事業について、次のとおり提案する。

平成15年11月27日、

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

調整案でございます。

保健関係事業については、新市においても実施するものとし、次のとおり調整する。

(1)母子保健事業について

- ①母子手帳の交付等については、合併時までに調整する。
- ②妊婦健診委託については、合併時までに調整する。
- ③乳幼児健診については、対象月齢を3～4カ月児、10～11カ月児に統一するものとし、その他内容については合併時までに調整する。
- ④1歳6カ月児健診については、対象月齢を1歳6カ月児に統一するものとし、その他の内容については、合併時までに調整する。
- ⑤3歳児健診については、対象月齢を3歳6カ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。
- ⑥産婦、新生児訪問指導については、対象を初産婦、第1子、ハイリスク（未熟児、妊娠中毒症等）に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。
- ⑦乳児健診委託については、若柳町の例により合併時までに調整する。

(2)予防接種事業についてでございます。

- ①ポリオ予防接種については、対象月齢を生後3月～90月未満に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。
- ②三種混合ワクチン接種については、対象月齢を生後3月～90月未満に統一するものとし、接種方法は個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については、合併時までに調整する。
- ③ツベルクリン・BCGについては、対象月齢を生後3月～4歳未満に統一するものとし、接種方法は、集団接種の方向で合併時までに調整する。委託先については、病気の特性を考慮し、専門機関に統一する方向で合併時までに調整する。
- ④麻疹、風疹予防接種については、対象月齢を生後12月～90月未満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。
- ⑤日本脳炎については、対象月齢を1期生後6月～90月、2期9歳～13歳未満、3期14歳・15歳に統一するものとし、接種方法は、全て個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。
- ⑥二種混合ワクチン接種については、対象月齢を11歳・12歳に統一するものとし、接種方法

は、個別接種の方向で合併時まで統一する。その他の内容については合併時まで調整する。

⑦インフルエンザ予防接種については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

⑧各種予防接種に伴う個人負担金については、現行のとおりとする。

(3)老人保健事業（教育等）についてでございます。

①訪問指導については、対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから、委託等も含め合併時まで調整する。

②個別健康教育については、委託等も含め合併時まで調整する。

③機能訓練については、対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下しているものに統一する。その他の内容については合併時まで調整する。

(4)老人保健事業（検診）について

①基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診については、対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

②子宮がん検診については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。

③骨密度検査については、対象年齢を40歳と50歳の女性に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

④前立腺がん検診については、対象年齢を40歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

⑤C型肝炎検診（節目検診）については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。

⑥C型肝炎検診（節目外検診）については、対象を築館町の例により統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

⑦脳ドック検診については、新市において調整するものとする。

⑧総合検診については、対象年齢を30歳から69歳に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

⑨各種検診に伴う個人負担金は、検診費用の3割を原則とし、新市において速やかに調整する。

(5)健康づくり推進事業についてでございます。

①健康づくり推進協議会及び保健推進員については、組織等の調整も含めそれぞれ合併時まで調整する。

(6)精神保健事業について

①精神障害者小規模作業所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。ただし、対象者、指導員報酬額については合併時まで調整するという調整案でございます。

資料の方でございますが、1ページ目をお開き願いたいと思います。

母子手帳の交付については、交付方法、それから体制などに差異があるために、合併時まで調整するとしたものでございます。

それから、妊婦検診委託につきましては、医師会等の調整を含め、合併時まで調整するとしてのものでございます。

それから、乳幼児検診については、対象月齢、それから実施回数などに差異がございます。対象月齢を3～4カ月児、それから10カ月～11カ月児に調整したいとするものでございます。3～4カ月児につきましては、首座り、離乳食の時期でございます。それから、10～11カ月児につきましては、自立の時期ということで、医療機関からの指導によれば、この時期の検診が理想的であるということでございます。

それから、1歳6カ月児検診、3歳児検診につきましては、それぞれ各町村で幅を持たせた形で実施しておりますが、1歳6カ月児検診につきましては、対象月齢を1歳6カ月、それから3歳児検診につきましては、対象月齢を3歳6カ月に調整したいとするものでございます。

それから、2ページ目に入ります。

産婦・新生児訪問指導につきましては、これも差異がございます。対象につきましては、初産婦、第1子、ハイリスクとして、その他につきましては合併時まで調整するとしてのものでございます。

それから、乳児検診委託につきましては、これも対象に差がございます。2カ月と、それから8～9カ月児に検診をするのが望ましいということで、この辺は県からの指導もございまして、そのとおりに合併時まで調整したいということでございます。

それから、3ページ目の資料の方でございます。予防接種事業でございます。

まず、ポリオ予防接種でございますが、対象につきましては、一迫町の方で4～90月未満となっております。予防接種の基準でございます3～90月未満で調整したいというものでございます。その他の内容につきましては、合併時まで調整したいとするものでございます。

それから、三種混合ワクチンにつきましても、対象を予防接種法の基準でございます3～90月未満で調整したいというものでございます。また、接種方法につきましては、関係機関との調整を図り、個別接種の方向で実施したいというものでございます。その他内容につきましては合併時まで調整するとしてのものでございます。

それから、ツベルクリン・BCGにつきましては、結核予防法の基準でございます3月～4歳未満で調整したいというものでございます。接種方法につきましては、関係機関との調整を図り、集団接種の方向で実施したいとするものでございます。委託先については、結核という病気を考慮しますと、専門機関への委託の方向で調整したいとするものでございます。

続きまして、4ページ目でございます。麻疹予防接種につきましても、対象を予防接種法の基準でございます生後12月～90月未満に調整して、接種方法については個別接種の方向で実施したいというものでございます。

それから、風疹予防接種につきましても、対象を生後12月～90月未満として、接種方法についても個別の方向で実施したいとするものでございます。

それから、日本脳炎についてでございますが、こちらは対象を、やはり予防接種法の基準により、第1期を生後6月～90月未満、第2期を9月～13歳未満、第3期を14歳・15歳として、接種方法につきましては個別の方向で実施したいとするものでございます。

それから、5ページ目でございます。

こちらの方には、二種混合ワクチン接種でございます。予防接種法の基準でございます11歳・12歳を対象とし、接種方法につきましては、個別接種の方向で実施したいというものでございます。

それから、インフルエンザ予防接種についてでございます。各町村に差異がなく、対象につきましても予防接種法の基準どおりでございますので、現行どおり新市に引き継ぐとしたものでございます。

なお、各種予防接種の個人負担金についてでございますが、現行どおりとするものでございます。内容につきましては、インフルエンザの予防接種を除き無料ということで調整してございます。

以下、各調整方針、表の調整方針に沿って資料の方を載せてございますので、見ていただきたいと思っております。

それで、13ページでございますけれども、老人保健の検診部分の3割、先ほど調整案の方で個人負担金については3割を原則としてということでございましたけれども、その各町村3割で聴取した場合の、各町村での現在、14年度ベースの負担金との差額ということで、参考資料として載せてございます。この表につきましては、14年度ベースの検診費用となっておりますので、新市における確実な負担金というものではございません。17年、合併したときですね、検診費用が幾らになるか、まだ確定してございませんので、あくまで参考ということでご覧になっていただきたいと思っております。で、この資料の説明に移っていききたいと思います。

この表の見方でございますけれども、基本健康診査、この欄で見ますと、調整案がですね、個人負担ということで2,400円ということになってございます。で、築館町の例を見てみますと、国保、社保とも2,500円ということになってございます。その差額につきましては、国保、社保とも100円の引き下げということでございます。続きまして、若柳町の例をとって見ますと、調整案の2,400円に対しまして、現行が国保2,000円、社保4,000円ということで、国保につきましては400円の引き上げ、それから社保につきましては1,600円の引き下げということで、以下現況の負担金と調整案の負担金ということで載せてございます。この差額の表を13ページから15ページまで、それぞれの個別検診の比較表ということで載せてございます。これらにつきましてもですね、個人負担金につきましては、引き下げになる項目につきましては一気に引き下げると。引き上げになるものにつきましては、ところにつきましては、金額にもよりますが、原則的に段階的に引き上げていくという調整方法で考えてございます。

以上、はしょった説明になってしまいましたが、以上で説明の方を終わらせていただきます。

○議長 協議第30号 保健関係事業については、大分調整項目が多いようでございます。大分はしょって説明をしたようですが、ひとつ委員の皆様方、お帰りになりましたら、再度これらについては目を通していただきたいと思っております。

続いて、協議第31号 第3セクター等の取扱いについてを説明させます。

○二階堂事務局次長 それでは、協議第31号についてご説明をいたします。

「第3セクター等の取扱いについて」ということですが、協議会の最初の方に48項目の協定項目、項目名があった訳ですが、その際は「第3セクターの取扱いについて」ということで、「等」が入ってございませんでした。今回、ここに「等」を入れてご提案する訳ですが、これにつきましては、第3セクターというのは、国または地方公共団体と民間の企業等が共同で出資をして行う法人、これを第3セクターというふうに言う訳ですが、いろいろ調査の結果、資料作成途中、例を挙げますと、花山村の地

域振興公社、これが花山村出資100%ということでございましたので、一般的に言われる第3セクターとはちょっと形態が違ったものですから、項目名に「等」を入れて、「第3セクター等の取扱いについて」ということにさせていただきましたので、まずもってご了承をお願いしたいと思います。

それでは、第3セクター等の取扱いについてを説明いたします。

協議第31号

第3セクター等の取扱いについて

第3セクター等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月27日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

調整案といたしましては、(株)くりこま高原振興公社、栗駒ハイランド観光(株)、(株)金成町地域振興公社、くりはら振興(株)、花山村地域開発(株)、(株)花山村地域振興公社並びにくりはら田園鉄道(株)に係る出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとす。という調整案でございます。

資料についてご説明をいたします。

参考項目の説明でございますが、まず第3セクター等につきましては、関係する町村が6町村ございます。その下の表ですが、第3セクター等の現況ということで、くりこま高原振興公社からくりはら田園鉄道まで7社ございます。7社の設立年月日、資本金、町村の出資比率、出資額、その他の出資者等につきましては、記載のとおりでございます。

簡単に各社の業務内容等をご説明したいと思いますが、まずくりこま高原振興公社につきましては、栗駒町のハイルザームの管理運営を行っている第3セクターでございます。

次の、栗駒ハイランド観光(株)、これはイワカガミ平のレストハウスの管理運営を行っている会社でございます。

次の、(株)金成町地域振興公社ですが、これは金成町の延年閣の管理運営、並びにスクールバス、福祉バスの運転業務を行っている会社でございます。

次の、くりはら振興(株)ですが、これはくりはら交流プラザ、いわゆるエポカの管理運営を行っている会社でございます。

次が、花山村地域開発(株)ですが、これは花山村の道の駅、さらには自然薯の館などの管理運営を行っている会社です。

その隣の花山村地域振興公社、これは温湯山荘を初めといたしまして、花山村にあります高齢者生活福祉センター、青少年旅行村などなどの村の施設の管理運営を行っている会社でございます。

くりはら田園鉄道(株)につきましては、電車の運行を行っているといった会社でございます。

参考法令といたしましては、ここには地方自治法上の第3セクターに対する町の監査委員の職務権限なり、首長の調査権、財政の状況の公表の義務などの関係規定の抜粋を載せてございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

参考資料1といたしまして、各株式会社におけますそれぞれの地域への貢献度、さらには役割というものを、会社ごとに項目を立てて整理したものでございます。字が小さくて申し訳ございませんが、ご覧いただきたいと思います。

資料の3ページは、参考資料の2といたしまして、第3セクター等の平成15年3月31日現在の収

支状況をまとめたものでございます。このような状況でございますが、最初のページに戻りますけれども、収支状況といたしましては、参考資料のとおり状況ですけれども、それぞれ地域の振興に貢献してきたという状況もあること。また、さらには関係する町村以外の出資者もいるといったことから、調整案といたしましては、出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとするという調整案の提案でございます。以上が第3セクター等の取扱いでございます。

○議長 協議第31号 第3セクター等の取扱い等について終わりました。

続いて、協議第32号 地域交通事業の取扱いについての説明をいたさせます。

○二階堂事務局次長 それでは、協議第32号の地域交通事業の取扱いについてご説明をいたします。

協議第32号

地域交通事業の取扱いについて

地域交通事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月27日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

調整案といたしましては、地域交通事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、圏域全体の公共交通網の整備は、新市において速やかに調整するものとするという調整案でございます。

資料についてご説明いたします。

まず、栗原圏域内を運行しているバスでございますが、1番として自主運行バス等とありますけれども、このバスにつきましては、町が条例制定をいたしまして、独自に運行しているバスということでございまして、栗駒町ではですね、住民バスといたしまして文字線、高清水町におきましては、福祉バスといたしましてやまゆり線からなのはな線までの4路線、合わせまして自主運行バスとしては5路線が運行されているという状況でございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。次が、バス対策事業としてのバスですが、いわゆる町村が補助金を出して運行を継続している路線でございます。

初めに、複数の町村が宮交栗原バスに対しまして補助金を出し合って、関係する町村を運行している路線、これが1から9ということで、9路線ございます。表の見方といたしましては、1番目の伊豆沼湖畔線でございますが、築館町、隣の若柳町、飛んで志波姫町と、この3町を走っているというふうな見方をさせていただきたいと思っております。

同じく、その下の表ですが、宮交栗原バスでございますけれども、単独の町村しか走っていない路線ということで、10番から12番まで3路線ございます。桜田線から花山村の温湯線まで、3路線あるというものでございます。

次が、宮交大崎バスですけれども、瀬峰町に走っている路線が1路線、田尻線があるというものです。

次が、宮交登米バスですけれども、14番の石越線と15番の新田線、この2路線が走っているというものでございます。

2ページの右の下の表ですが、このようにバス対策事業といたしましては、15路線ございまして、合わせまして89,262,000円の補助金を支出しているという状況でございます。

次、資料の3ページでございます。乗合バスでございますが、宮城交通㈱が運行しているバス、これが現在3路線走っているというものでございます。

4番が鉄道関係事業ということで、くりはら田園鉄道、郡内では4町がかかわっているということで、4町を走っているくりはら田園鉄道ということでございます。

以上のように、栗原郡内の地域交通といたしましては、合わせて23路線のバス路線がございますし、うち町村が直接かかわっているという路線が、乗合バスを除きますと20路線という状況と、そしてくりはら田園鉄道があるという状況になってございます。

1の自主運行バスにつきましては、それぞれの地域の特殊事情から独自に運行されていると。2のバス対策事業の路線につきましては、地域住民の足の確保というような観点から運行されているというものでございますし、特に2のバス対策事業の路線につきましては、毎年のように見直し、検討が行われております。現在の契約期間も平成16年9月までという状況にあるために、現在各町村のバスの担当者でもって、平成16年10月以降のバス路線について、合併後も想定しながら、合同で検討に入ったところでございます。

最初のページになりますけれども、このようなことから現在のところ、合併時の路線がどのようになっているのかという確実なものはございませんので、合併時には現行のとおり、まず新市に引き継ぎたいと。そして、新市において公共交通ネットワークの検討を行いながら、新たな圏域内の公共交通システムの構築を図っていくということで、速やかに調整するという調整案にしたものでございます。

また、くりはら田園鉄道につきましても、さきに新聞の報道でございましたが、地元の5町、石越町を含む5町の合意ということで新聞報道があった訳ですが、県補助金の大幅カットを受けまして、バス転換は避けられないと。移行期間は最低でも3年間が必要であるというような結論から、平成19年3月までは電車の運行を行うと。そして、19年4月からはバスに切り替えるというような基本合意もされたようでございます。いずれ、この件につきましては、各町の議会へ説明後に正式決定されるというふうに思いますけれども、そういうことになれば、新市になってから、19年4月のバスの切り替えを視野に入れて、バス路線の路線網の検討をしていかなければならないということになるかと思えます。こういうことから、新市において速やかに調整をするという調整案になったものでございます。

以上が地域交通事業の取扱いについてでございます。

○議長　それでは、引き続いて協議第33号 国際交流事業についての説明をいたします。

○二階堂事務局次長　それでは、協議第33号 国際交流事業についてご説明いたします。

協議第33号

国際交流事業について

国際交流事業について、次のとおり提案する。

平成15年11月27日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

調整案といたしましては、国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容等は新市において速やかに調整するものとするという調整案でございます。

資料をご説明いたします。

まず、1番目の国際交流事業という項目ですが、これにつきましては、高清水町で青少年海外派遣事

業という事業を14年度から行ってございます。小さい字ですが、15年度は中止ということで、SARSの関係で15年度は中止したという事業でございます。

2番目が国際交流協会でございます。若柳町、栗駒町、一迫町の3町で個人、団体、法人等が構成員となって国際交流協会が組織され、それぞれ活動を行っているという状況でございます。

3のその他の事業といたしましては、社会教育事業として、英会話教室が築館町を初め、5町で行われておりますし、また志波姫町では国際結婚者交流会という事業が行われているというような状況でございます。

2ページには、参考資料といたしまして、広域行政事務組合で行っております国際交流事業、いわゆるくりはら少年の翼海外研修事業という事業を、ここに参考資料として載せておりますが、この事業につきましても、広域行政事務組合の事業等につきましても、協定項目の一部事務組合等の取扱いについてということで一括協議される訳ですけれども、関係する国際交流事業ということで参考にお示したものでございます。

以上のような国際交流事業の状況でございますが、新市に引き継いで、事業内容等は新市において速やかに調整するという案でございます。以上でございます。

○議長 国際交流事業についての説明が終わりました。

大変長時間にわたりまして、次回の協議会で協議いたします案件、6カ件について説明が終わりました。このことについての質疑は次回にしていきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい、では以上できょうの提案事項の説明を終わります。

7. その他

○議長 それでは、事務局。

○阿部事務局次長 それでは、その他ということで、次回の協議会は予定どおり金成町の会場をお借りしまして、けやき会館で行います。12月11日でございます。時間は同じ午後2時ということでございます。別途ご案内いたします。

それから、ご連絡の2件目でございます。議会議員の定数等の検討小委員会の委員の皆様にご連絡いたします。次回の開催場所につきましては、12月11日、金成町の役場の方で開催させていただきます。3階の会議室になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、別途ご案内申し上げたいと思います。

8. 閉 会

○阿部事務局次長 それでは、閉会に当たりまして千葉副会長からご挨拶を頂戴したいと思います。

○千葉副会長 今日は、午後2時からこの時間まで長時間にわたりまして、第8回栗原地域合併協議会、ご熱心なご意見等もありまして、割合と活発な協議会であった訳ですが、これもひとえに栗原郡10カ町村が合併に向けて努力している賜物でありまして、皆さんのご労苦に対しましては、心から

感謝と経緯を表す次第でございます。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

午後5時28分閉会